

【公募説明会用資料】

平成28年度予算

**地産地消型再生可能エネルギー
面的利用等推進事業費補助金
(エネルギーシステムモデル構築事業)
公募要領**

平成28年4月

一般社団法人 低炭素投資促進機構

申請者の皆様へのお願い

一般社団法人 低炭素投資促進機構（以下「機構」とします。）の補助金の原資は経済産業省から交付決定を受けた、いわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

機構の補助金に申請される皆様におかれましては、以下の点につき充分理解のうえ、各種手続を行っていただきたくよろしくお願ひします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金（エネルギーシステムモデル構築事業）交付規程（以下、「交付規程」とします）、公募説明会資料、パンフレット等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分理解下さい。
2. 機構に提出する書類や資料においては如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、機構は法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、機構は当該部分の交付決定の取消しを行うとともに、受領済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者や手続代行者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、機構の所管する新たな補助金の交付停止や手続代行業務の停止を一定期間行う等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合は、刑事罰等の適用の可能性につき、所轄警察署に相談することがあります。

【補助事業の計画に際しての主な留意点】

- ・補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、原則、競争入札（又は3者以上の相見積）により発注先を選定して下さい。
- ・当該年度に行われた工事、物品購入等に対して当該年度中（平成29年2月28日まで）に対価の支払い及び精算が完了し、実績の報告ができるよう計画して下さい。補助事業を構成する全ての工事等の完了、検収と費用の支払いをもって、補助事業の完了となります。
- ・費用の支払方法は「金融機関からの振込み」とするよう手続を行って下さい。（手形、割賦、相殺等は認められません。）
- ・必要な書類が期限までに提出されなかった場合、補助金は交付できませんのでご注意下さい。
- ・郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、機構では責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達記録が残る郵送方法（書留郵便等）の利用を推奨します。

目次

1.	事業の趣旨	3
2.	事業の内容	4
3.	交付の要件	1 2
4.	予算	1 3
5.	事業の実施スケジュール	1 4
6.	補助事業制度の手続き	1 5
7.	補助事業の申請、実施における注意事項	1 8
8.	補助事業申請に係る提出書類	2 3
9.	申請書類の提出の方法及び申請先	2 6
10.	別紙参照資料	
	(別紙①) 特定設備の要件	2 7
	(別紙②) 添付資料3.(3) ※「特定設備に関する特記事項」の詳細	2 9
	(別紙③) 添付資料6.(3) 「実施のための手続き状況」の記載内容	3 2
	(別紙④) 環境性の考え方	3 5
	(別紙⑤) 環境性計算シート(記入例) および計算根拠の書き方	4 2
	(別紙⑥) 各種契約の取扱い	5 3
	(別紙⑦-1) (様式第1) 交付申請書、別紙	5 6
	(別紙⑦-2) (様式第2) 実施計画書	5 9
	(別紙⑧) 設置先及び使用先表	6 3
	(別紙⑨) 特定設備の仕様確認表(記入例)	6 4
	(別紙⑩) 発注計画書(記入例)	6 5
	(別紙⑪) 見積依頼書(記入例)	6 6
	(別紙⑫) 見積書(記入例)	6 7
	(別紙⑬) 申請金額整理表	6 8
	(別紙⑭) 発注先選定理由書(記入例)	6 9
	(別紙⑮) 共同申請における見積依頼から領収書受取までの役割分担	7 0
	(別紙⑯) 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について(記入例)	7 1
	(別紙⑰) 申請者別の資金調達計画について(記入例)	7 2
	(別紙⑱) 変更届出書	7 3
	(別紙⑲) 事業概要書	7 4
	(別紙⑳) 交付申請書ファイリング例	7 7

本書に記載された内容が変更になることがあります。変更が生じた場合は公募説明会や機構ホームページにて、その旨をお知らせします。

1. 事業の趣旨

東日本大震災後、従来の大規模集中電源に依存した需給構造に対するリスク認識が高まる中、再生可能エネルギーをはじめとした分散型エネルギーを、エネルギーマネジメントシステム等で制御し、さらに面的に利用することで、最大活用・最適化するニーズが高まっています。

しかし、「地産地消型エネルギーシステム」(再生可能エネルギー等の地域の分散型エネルギーを一定規模のコミュニティの中で面的に利用するもの。以下同じ)は、通常時には大幅な省エネルギー、コストの最小化を実現し、非常時にはコミュニティで一定のエネルギーを確保・融通できる等といった効果を発揮する一方、モデルとなる事業が少ないことやエネルギーシステムの開発や設備の導入に多大なコストを要するため、事業採算性の向上等の課題があります。

本事業は、地域の実情に応じ、先導的な地産地消型エネルギーシステムのモデル構築に要する経費の一部を補助することにより、次世代の地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化及び他地域への展開を図ることを目的とします。

2. 事業の内容

本事業は、先導的な地産地消型エネルギーシステムを構築する事業に対し、その構築に要する経費（設計費、設備費、工事費、諸経費）の一部を予算の範囲内で補助するものです。（ただし、消費税等は補助対象外とします。）

(1) 補助対象事業者

以下の項目をすべて満たす事業者を補助対象とします。

- ① 日本法人（登記法人）である民間会社又は民間会社を主提案団体（幹事団体）とする共同体若しくは任意団体等であること。

（地方公共団体^{※1}が、主提案団体（幹事団体）になることはできません。）

- ② 経済産業省が定める補助金等の交付停止事業者に該当していないこと。
- ③ 事業を円滑に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な経営基盤を有していること。
- ④ 委託契約等で民間会社に事業を実施させる場合、民間会社に対して確定検査等を行い確定検査等で確認した資料の写し等を保管する体制が取れていること。
- ⑤ 事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。

※1 地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）

(2) 補助対象事業

以下の項目をすべて満たす事業を補助対象とします。

- ① 再生可能エネルギー等^{※1}を利用し、一定規模のコミュニティの中^{※2}で電気又は熱等の融通を最適に制御し、エネルギーの面的な利用を行うもの、又は将来的な地産地消型エネルギーシステムの構築に資する先端的技術等を含んだ新規性を有し、その技術等における課題等の解決を見込める実証を行うものであること。
- ② 地域内でのエネルギーの最大活用・最適化に寄与する地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化を図り、他地域等での展開に資するものであること。
- ③ 現在又は将来における事業性が一定程度見込まれるものであること。

※1 再生可能エネルギー等の定義は以下の表のとおりとし、再生可能エネルギーの熱利用設備、再生可能エネルギーの発電設備、その他再生可能エネルギー等に含まれるものを以下、「特定設備」とします。

※2 街区をまたぐ地域、同一敷地内（教育・医療・商業施設、工場等）の複数建物、複数の事業者が利用する商業施設等における融通等を指します。

再生可能エネルギー等の定義について	
再生可能エネルギー由来の熱利用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽熱利用 ・ バイオマス熱利用 ・ その他温度差エネルギー利用 (地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等)
再生可能エネルギー由来の発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電 ・ 風力発電 ・ バイオマス発電 ・ 水力(波力)発電 ・ 地熱発電
その他再生可能エネルギー等に含まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ コージェネレーション (原動機あるいは燃料電池を使用するもの) ・ 廃熱、空気熱利用 ・ 水素利用 等

(3) 事業期間

補助対象期間は、原則単年度とします。

ただし、事業の工程上、単年度では事業完了が困難であり、かつ全事業期間の事業費及び年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出された場合に限り、複数年度にわたる事業として「1事業あたり最大3年度」を上限に、補助対象期間とします。

(4) 複数年度事業について

複数年度事業として申請する場合は、以下の項目にご注意下さい。

- ① 複数年度事業は、事業を継続する年度毎に補助金の交付申請を行い、審査会の採択審査を経て、交付決定後に事業を再開して下さい。(本年度の事業完了日から翌年度の交付決定までの事業費は、原則補助対象外となります。)
- ② 複数年度事業であっても、各年度の交付決定は当該年度に要する事業に対するものであり、次年度以降の補助金交付を保証するものではありません。従って、次年度以降の交付予定額については、減額を行う場合があります。
- ③ 次年度以降の補助金申請額は、原則として、当該事業が採択された事業開始年度(初年度)において申請した事業計画での補助金額の範囲内とします。また、補助率については、採択年度の補助率が次年度以降の補助率の上限となります。
- ④ 次年度以降に事業を取りやめた場合(事業廃止)は、原則として既に交付した補助金の返還が必要になります。
- ⑤ 事業者が、補助対象設備の設置会社等との間で複数年度にわたる事業を一括で契約する

場合は、発注、契約、納品、支払等についても、年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にして下さい。なお、補助対象設備については、現地への納品及び設置日が出来高の算定基準となります。

- ⑥ 各年度の補助対象経費については、出来高予定を明確にし、その出来高に応じた支払いを完了して下さい。(補助金額が年度を通じて0円という申請は認められません。)また、工事契約の着手金、前払金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点で各費目の金額に応じた設計図書、対象設備、対象工事等の出来高として、一定の成果物を提示して下さい。
- ⑦ 次年度以降の事業計画を変更する場合は、次年度以降の申請時に機構に報告し、機構の指示に従って下さい。

(5) 特定設備の要件

導入する特定設備は、P. 27～P. 28 (別紙①) に定める要件を満たす必要があります。

(6) 補助率と要件

① 補助率

- i) 地方公共団体と共同実施する民間団体等^{*1}で下記②要件を満たすもの
: 補助率 2 / 3 以内

※1 地方公共団体と共同実施する民間団体等:
地方公共団体と共同申請する、民間会社、任意団体等

- ii) 民間団体等^{*2}、地方公共団体と共同実施する民間団体で下記②要件を満たさないもの
: 補助率 1 / 2 以内

※2 民間団体等: 民間会社又は任意団体等

② 「補助率 2 / 3 以内」とする「地方公共団体と共同実施する民間団体等」の要件

- i) 以下A～Cに定めるすべての要件を満たす必要があります。

A. 地方公共団体が共同申請すること。

(申請時に地方公共団体の代表者印の押印が必要になります。)

B. 地方公共団体と民間団体等が連携して補助事業への普及啓蒙活動の実施を行うこと。

(事業計画書に、ホームページや広報資料への掲載等のPR活動、講演会やセミナー等の計画を記載して下さい。)

C. 事業期間中に、共同申請している地方公共団体が出席する事業者間協議会または住民説明会を開催すること。

(事業計画書に開催予定時期や対象者等を記載して下さい。)

ii) 以下A～Cのうちいずれか1つ以上の要件を満たす必要があります。

A. 地方公共団体が共同申請する民間団体等に対し、財政面で支援をしていること。

例：当該事業の補助対象外の部分への地方公共団体の補助金等の拠出、補助事業のために設置された特定目的会社、地域新電力等への出資、補助対象物への固定資産税の減免措置（いずれも金額、比率は問いません。）等

B. 地方公共団体が補助事業を円滑に進めるために支援をしていること。

例：補助事業に関連する地方公共団体所有の土地の安価又は無償貸付、補助事業者以外の利害関係者（地権者等）に対する優遇措置 等

C. 地方公共団体の計画（地方公共団体が公に提示しているもの、近々策定されることが確実なもの 等）に補助事業が明示的に位置付けられていること。

例：都市再生整備計画、立地適正化計画、都市再生安全確保計画、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画、地方公共団体の議会承認や報告が完了している諸計画、その他法律に基づいて国（出先機関を除く）に合議済みの計画 等

(7) 補助金上限額

4億円／年度

(8) 補助対象範囲と経費区分

補助対象経費は以下のとおりです。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。

費目	内容	備考
設計費	<ul style="list-style-type: none"> 本事業に必要な機械装置の設計、システム設計及び実施設計に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> システム設計は、器材及び機器を特定し、それらを整理、配列して目的にかなう装置体系を創り出す設計作業を指します。 実施設計は、基本設計によって策定された基本計画の詳細な見直し作業、及び電気設備関係、配管図等の設計作業を指します。 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、工事費に含めます。 <p>※単年度事業においては、設計費のみを計上する申請は認められません。（設備費又は工事費を含</p>

		<p>む必要があります。)(複数年度事業で、初年度が設計費のみの計上という場合は、認められません。)</p> <p>(補助対象外の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査費、基本設計費、見積費
設備費	<p>①本事業に必要な機械装置、制御装置、監視装置、エネルギーマネジメントシステム(EMS)、配管・配線類及びこれらに付帯する設備の導入に要する経費</p>	<p>・「EMS」とは、工場・事業所、家庭等のエネルギー使用機器を管理し、エネルギーの見える化と併せて、設備を制御し、エネルギー使用量の最適化と低減を図るシステムを指します。</p> <p>(補助対象の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EMSに必要なハードウェア等の設備 ・ 運転データ等取得のために必要な計測機器、データ記録及び集計のための機器(ただし、データ取得専用を使用するものに限りません。) <p>(補助対象外の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力や熱を最終的に利用する消費機器(空調機器、ロードヒーティング等(本事業に関わる試験設備を除く))とその配管、配線 ・ 化石由来燃料等の供給設備
	<p>②特定設備が発生する電気や熱等を貯蔵及び変換する設備に要する経費</p>	<p>(補助対象の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定設備が発生する電気・熱の貯蔵用設備等 <p>(補助対象外の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料、材料の貯蔵及び加工設備(燃料タンク、LNGサテライト、木質バイオマス用サイロ等) ・ 系統電力を受変電する設備
工事費	<p>・ 本事業に必要な工事に要する経費</p>	<p>(補助対象の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象設備機器の基礎工事 ・ 熱導管、自営線敷設のための掘削工事 <p>(補助対象外の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋並びに建屋に付属する設備の設置工事 ・ 土地造成、整地、地盤改良に準じる基礎工事 ・ 既存設備の移設・撤去・解体に係る工事 ・ 植栽及び外構工事
諸経費	<p>・ 本事業を行うために直接必要なその他経費</p>	<p>(補助対象外の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の取得費及び賃貸料

	(工事負担金(水道等)、管理費(申請者の出張旅費、会議費等))	<ul style="list-style-type: none"> ・機構や民間業者との会合のための旅費 ・振込手数料、通信運搬費、消耗品費 ・設備稼働に必要な材料費 (木質バイオマスにおけるペレット、ガスコージェネにおけるLNGガス 等) ・設備稼働後のデータ計測等に要する費用
--	---------------------------------	--

(9) 補助対象事業・補助対象設備の留意点

① 補助対象事業の留意点

- ・電気や熱等を一定規模のコミュニティの中で融通する場合であっても、単に設備(配管、熱導管等の付帯設備を含みます。)を「更新する」事業は補助対象外となります。

② 補助対象設備に関する留意点

- ・固定価格買取制度の設備認定を受けた設備は対象外となります。
 - ※ バイオマスコージェネレーション(熱電併給)設備においては、認定を受けた発電設備は対象外ですが、廃熱利用設備部分は対象となります。発電と熱供給の共通利用設備の補助対象経費は、年間発電量(熱量換算)と年間熱生産量の熱量の比率で按分した額となります。
- ・補助目的以外に使用される設備、中古の設備は、原則補助対象外となります。

(10) 審査方法、補助対象事業の選定

機構は、補助対象事業を選定するために、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される委員会（以下「評価委員会」とします。）を設置します。補助金交付申請者から提出された実施計画書については、評価委員会に諮り、下記の評価項目に対して審査し、採択案件を選定します。また、必要に応じて申請者に対してヒアリングを実施します。

なお、予算枠を超えた際には、評価の高い事業から順に採択するものとします。

	評 価 項 目	評 価 内 容
1	環境性	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー量、省エネルギー率、省CO₂について優れていること。
2	経済性	<ul style="list-style-type: none"> 経済的に成立する運用を継続できること。 費用対効果、投資回収年数が優れていること。
3	先導性・新規性	<ul style="list-style-type: none"> 他地域への普及に向けた先導性があり、得られる成果が今後の指針となるものや、幅広い成果の活用が期待されること。 他事業において類似の事例がない若しくは少なく、分散型エネルギーの地産地消等の課題を解決するための優れた特性を有するものであること。
4	事業者適格性	<ul style="list-style-type: none"> 適切な実施体制及び財務基盤を有していること。 設備の保守整備計画について具体的に記載し、補助事業完了後も継続的に実施できること。
5	事業実施確実性	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容が具体的に記載されており、かつ実施体制、方法、スケジュールが効率的かつ確実に実施可能なものであること。 事業に必要な機器、システム類の仕様が定まっていること。（基本設計、容量計算が完了している等） 補助事業を達成、継続するための原材料の確保がされていること。 関連する許認可や法規制の検討、事業者間や供給先、近隣との調整、事業用地確保について、完了していること又は確実であること。
6	資金計画	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達先、方法について具体的に記載し、計画に妥当性があること。
7	災害等リスク対応	<ul style="list-style-type: none"> 非常時の事業継続性（BCP等）を想定する場合は、非常時のエネルギー供給について検討していること。 補助事業のサイバーセキュリティについて検討していること。

8	加点点項目	<ul style="list-style-type: none">・地域における経済の発展、雇用の創出、生活の豊かさの向上に資する等、地域に密着した事業であること。・再生可能エネルギーの面的利用について内容が優れていること。・その他特筆すべき事項
---	-------	--

※ 採択等の経過に関する問い合わせには応じられません。採択案件については、機構のホームページに公開します。

3. 交付の要件

- (1) 再生可能エネルギー等を利用し、一定規模のコミュニティの中で電気又は熱等の融通を最適に制御し、エネルギーの利用を行うもの、又は将来的な地産地消型エネルギーシステムの構築に資する先端的技術等を含んだ新規性を有し、その技術等における課題の解決を見込める実証を行うものであること。
- (2) 地域内でのエネルギーの最大活用・最適化に寄与する地産地消型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化を図り、他地域での地産地消型エネルギーシステムの展開に資するものであること。
- (3) 実施計画書に係る事業の計画が合理的かつ実施が確実であること。
- (4) 補助金対象経費に、国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと。（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く。）
- (5) 補助対象期間を超えて、補助対象施設を使用しデータ取得等を行う計画を有しているときは、その計画も実施計画書に記載すること。
- (6) 地方公共団体と共同して実施する事業者の応募にあたって、事業実施予定地域の地方公共団体及び事業者が一体となって推進する体制であることを要件とし、地方公共団体と事業者の役割分担を実施計画書の中に明確に記載すること。
- (7) 補助事業に関連して特定目的会社や地域新電力等を組成する場合は、その組成が申請時に完了又は確実なものであり、各出資元の詳細が明らかになっていること。
- (8) 当該事業における他省庁含む補助事業の実績がある場合は記載すること。（事業化可能性調査、マスタープラン策定、実施設計補助 等）また、当該事業において、他の補助金に申請もしくは採択されている場合は、その詳細を明確に記載すること。

4. 予算

(1) 補助金名

(会計) エネルギー対策特別会計

(勘定) エネルギー需給勘定

(項) エネルギー需給構造高度化対策

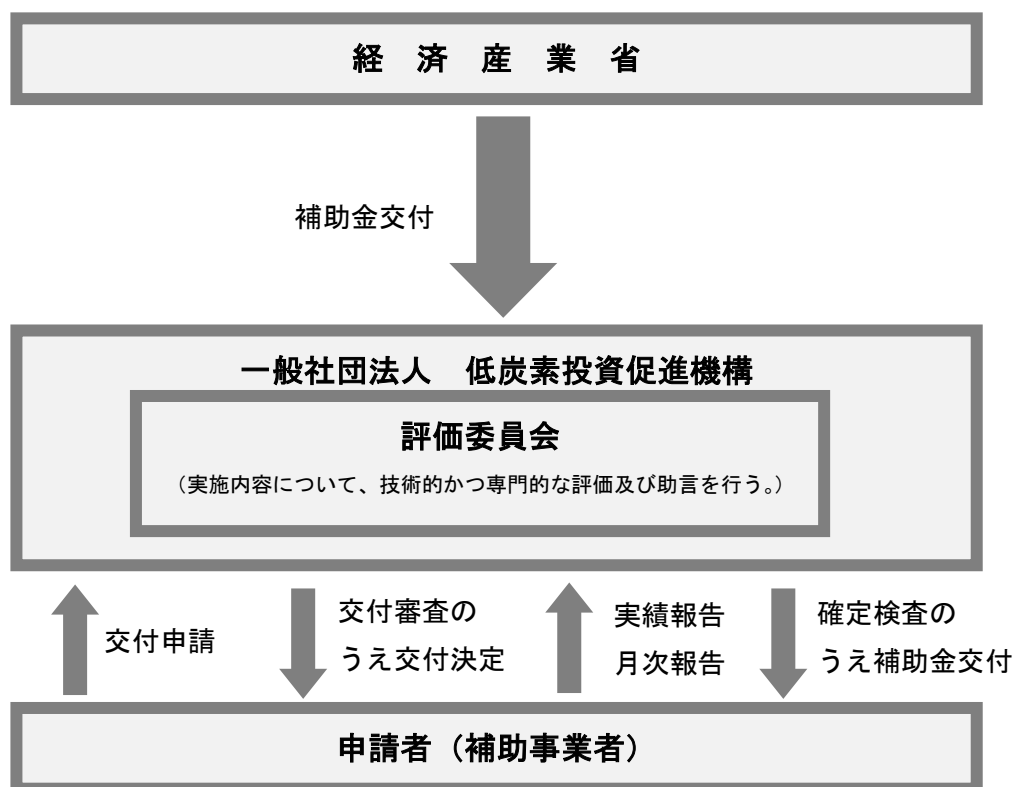
(目) 非化石エネルギー等導入促進対策費補助金

(目細) 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金

(2) 予算額

約35億円

(3) 事業スキーム



5. 事業の実施スケジュール

(1) 公募期間

平成28年4月18日(月)～8月22日(月)

公募開始：4月18日(月)

一次締切：5月23日(月) 17時(必着)

二次締切：8月22日(月) 17時(必着)

- ※ 申請書提出方法は、原則郵送といたします。
- ※ 公募期間内は随時申請を受け付け、各締切までに到着し、かつ記載内容に不備のない申請について、審査及び交付決定を行います。(申請書類一式の中に不備書類や不足書類がある場合、申請不受理扱いや審査対象外とすることがあります。)
- ※ なお、応募状況等に応じて、上記期間以外に審査及び交付決定を行う場合があります。
- ※ 一次締切の採択状況によっては、二次採択は実施されない可能性があるため、ご注意ください。
- ※ 郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、機構では責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達状況が確認できる手段で郵送して下さい。申請書類の到着状況についての個別の問い合わせには対応できないので注意して下さい。(郵送先については、P. 26参照)
- ※ 原則として申請書類は返却しないため、必ず写しを控えて下さい。

6. 補助事業制度の手続き

本補助事業の手続き概略について以下に記します。

(1) 交付申請 (交付規程第5条)

本補助金の交付を希望する事業者は、機構宛に当該年度の補助金交付申請書(P. 56～P. 58(別紙⑦-1)(様式第1))、実施計画書(P. 59～P. 62(別紙⑦-2)(様式第2))を提出して下さい。

(2) 交付決定 (交付規程第6条)

機構は補助事業の選定のため、書類審査と評価委員会による審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

(3) 補助事業の実施

法令、交付規程、公募説明会資料等に則り、事業を実施して下さい。

(4) 計画変更 (交付規程第10条)

補助事業者は、交付申請時の事業の内容を変更、補助対象経費の費目ごとに配分された額の変更、補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に機構の承認を受ける必要があります。

ただし、補助対象経費の各配分額を10%以内で変更する場合は、機構の承認を受ける必要はありません。なお、入札による減額は、事業計画が変更されるわけではないので、原則として機構の承認を受ける必要はありません。

また、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は原則認められません。

(5) 実績報告及び確定検査 (交付規程第16、17条)

補助事業者は、補助事業が完了した時は、事業完了後30日以内又は平成29年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書(交付規程P. 28(様式第9))を機構宛に提出して下さい。また、補助事業の遂行及び収支の状況について、毎月機構に月次報告書(交付規程P. 25～P. 26(様式第7-2))を提出して下さい。

機構は補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査(仕様書、見積書、契約書、納品書、試運転報告書、請求書、振込証明書等)及び必要に応じ現地調査等の確定検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知します。

実施内容が交付申請書どおりでない場合等不相当と認められる場合には、補助金の不交付や減額の措置が取られる場合があります。

確定検査を実施するにあたって補助事業者にご用意していただく書類は、交付決定後に別途通知致します。

(6) 補助金の支払い(交付規程第18条)

補助事業者は、機構から確定通知を受けた後、精算払請求書(交付規程P. 30(様式第11))を提出して下さい。その後、機構から事業者に補助金を支払います。補助金の交付は、事業者の支払の完了後となりますのでご留意下さい。

(7) データの報告(交付規程第7条)

補助事業者は、設備稼働後より、導入効果を検証するためのデータ計測を行い、効果検証データを機構宛に提出して下さい。提出が必要となる効果検証データは、設備稼働後の翌年度の4月1日より3年間となります。なお、前述期間中の検証データの内容が不明確等、成果として不適切な場合は、検証期間が延長される場合があります。

また、検証データが申請時に記載した値に達しない場合は、補助金の返還が必要になることがあります。

なお、データの計測に関連する諸費用については、補助対象外となります。

(8) 取得財産の管理について(交付規程第23、24条)

補助金で取得した資産(取得財産等)については、取得財産等管理台帳および明細表(交付規程P. 32~P. 33(様式第13)(様式第14))を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、単価50万円以上の資産を処分(転用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等)しようとするときは、事前に財産処分承認申請書(交付規程P. 34(様式第15))を機構に提出し、承認を受ける必要があります。

(9) 補助事業の承継について(交付規程第15条)

補助事業者は、財産処分制限期間において、相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が他の法人、個人等に変更される場合、その変更により事業を承継する者又は事業を承継する者に代わり事業を行う者が、補助事業を継続して実施しようとするときは、引き続き補助金の交付の目的に従って効率的運用を図ることができる旨を証明できる資料を添付のうえ、事前に補助事業承継承認申請書(交付規程P. 27(様式第8))を機構に提出し、承認を受ける必要があります。

(10) 規定違反に対する措置について(交付規程第20条)

補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従う必要があります。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられることがあります。

- ① 交付規程第20条第1項、第2項の規定による交付決定の取消、同条第4項の規定による補助金等の返還及び同条第5項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ④ 機構が所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

(11) 暴力団排除に関する誓約について（交付規程第26条）

交付規程別表2に基づき、申請者は補助金の交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（交付規程P. 12）に同意したものとします。

(12) 情報管理及び秘密保持について（交付規程第27条）

交付規程27条に基づき、申請者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはいけません。

(13) 利用状況の報告について（交付規程第23条）

交付規程第23条に基づき、補助事業の適正な管理のため、補助事業の実施により取得した財産等の利用状況を必要に応じ、確認する場合があります。

(14) 補助事業の公表について

交付決定された補助事業については、事業者名、事業概要、事業成果等を機構ホームページや報告書等にて外部に公表させていただきます。また、機構による報告書や資料作成等でご協力いただく場合があります。

7. 補助事業の申請、実施における注意事項

補助事業者が補助事業を申請及び実施する上での注意点を以下に記します。本補助事業の手続きについては、交付規程によりますが、その他の留意点については以下のとおりです。交付規程及び以下を熟読の上、申請して下さい。

(1) 申請者

申請にあたり、補助事業に含まれる設備等の所有者及び設備使用者（設備を使用して生産や営業活動（エネルギーマネジメント事業等）を行う者）が異なる場合、原則として「共同申請」となります。

申請者が複数となる場合は共同申請とし、交付申請書に各々の役割を明確に示し、各事業者間で十分な連携を取り事業を推進して下さい。

なお、地方公共団体は、主提案団体（幹事団体）になることはできません。

その他、設備が区分所有となる場合や利害関係者が多数存在する等の場合は、事前に機構までご相談下さい。なお、交付申請書提出後の申請者の追加はできません。

例：共同申請となるケース

- ・リースを利用する場合（申請者：リース会社、設備使用者）
※ 転リース、リースバック契約については、P. 53～P. 55（別紙⑥）を参照のこと。
- ・賃貸借の場合（申請者：賃貸人（設備所有者）、賃借人（設備使用者））
- ・エネルギーサービス事業の場合（申請者：設備所有者、設備使用者、エネルギーサービス事業者）

(2) 事業期間

事業の開始日

- ・事業の開始日とは、補助事業において最初の発注（契約を締結する）日とします。
- ・事業の開始日は、補助事業の交付決定日以降である必要があります。
※ 交付決定前の発注は、原則補助対象外となります。

事業の完了日

- ・事業の完了日とは、補助事業を構成する全ての工事等^{※1, 2}を完了、検収した上で、費用の支払いがすべて完了する日をいいます。
- ・事業の完了日は、平成29年2月28日までとする必要があります。
- ・補助事業がやむを得ない理由により、予定の期間内（交付申請書（様式第1）の「2. 補助事業の開始及び完了予定日」に記載した完了予定日まで）に完了することが出来ないと見込まれる場合、事前に事故報告書（交付規程P. 23（様式第6））の提出が必要となります。

- ※1 複数年度事業については、P. 5 「(4) 複数年度事業について」をご参照下さい。
- ※2 補助事業を構成する工事等全てが対象となります。補助対象経費であるか否かは関係ありません。現地にて設備の性能が確認され、系統連系や試運転調整が完了している必要があります。

(3) 税金の扱い

① 消費税等の扱い

消費税等は補助対象外となります。交付申請書に記載する金額は税別として下さい。

② 国からの他の補助金との関係

本補助金と国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）の併用はできません。

(4) 利益等排除

① 利益等排除

補助事業者の自社調達の場合のみ、製造原価をもって補助対象額とします。

(5) 見積、発注先選定

① 見積依頼（P. 66（別紙⑩））

- ・見積依頼は申請者（共同申請の場合は原則として設備の所有者）が書面で行って下さい。※1、2押印は担当者印でも可とします。
- ・交付申請の段階においては、概算見積書（1者）でも可とします。
- ・機種を選定においては、メーカーや型式を指定せず、性能や仕様値で規定して下さい。
- ・見積依頼書は、事業者所定の書式でも可としますが、記載内容は機構の書式（（P. 66（別紙⑩）））と同等以上として下さい。
- ・交付申請書や実績報告書（交付規程P. 28～29（様式第9）（様式第10））に添付する見積依頼書の写しは、見積依頼先に提出したものの複写として下さい。（確定検査で原本確認を行う場合があります）。

※1 見積依頼書、見積書、契約書（又は注文書、注文請書）、納品書、受領書、請求書、領収書は、発注先と設備の所有者で取り交わすことを原則としますが、設備の所有者以外の共同申請者が取り交わす場合は、共同申請における見積依頼から領収書受取までの役割分担（P. 70（別紙⑪））及び根拠となる契約書等を交付申請書に添付して下さい。

※2 記載する件名は、見積依頼書、見積書、契約書（又は注文書、注文請書）、納品書、受領書、請求書、領収書等で統一して下さい。

② 見積書 (P. 67 (別紙⑫) 参照)

- ・ 交付申請時の概算見積の場合、見積作成担当者の認印の押印で可とします。ただし、実施見積においては、見積作成会社の社印が押印して下さい。
- ・ 申請書に添付する概算見積書の写しは、交付申請日が見積有効期限内に該当しているかを確認して下さい。
- ・ 見積書は、見積依頼書に記載の条件を満たし、契約時点で有効なものを提出して下さい。
- ・ 見積書は、経費の区分(設計費、設備費、工事費、諸経費)にまとめて下さい。
- ・ 見積書は、補助対象経費と補助対象外経費が分かるように明確に記載して下さい。
- ・ 一式50万円以上(単体で50万円以上の機器を除く)の見積項目が含まれている場合については、見積項目の内訳を提出して下さい。
- ・ 補助対象経費は、値引き後の金額を記載して下さい。値引きを行う場合は、補助対象経費外から値引きをしていることを明確に記載して下さい。
- ・ 交付申請書受領後、機構の担当者より、見積書、見積内訳書等の電子データ提出を要請する場合がありますので準備をして下さい。
- ・ 交付申請書や実績報告書(交付規程P. 28~29(様式第9)(様式第10))に添付する見積書の写しは、申請者が保管する見積書の複写を提出して下さい。(確定検査で原本確認を行う場合があります)。

③ 発注先選定

- ・ 補助事業を行うに当たり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札(又は3者以上の相見積)を行って下さい。
- ・ 補助金額は、補助対象経費が最も安価な見積会社の見積金額により決定します。
- ・ 競争入札(又は3者以上の相見積)においては、適正な競争がなされる必要があります。そのため、次のとおり配慮して下さい。
 - a. 事業者は、発注先に対し他の見積参加者を請負工事の下請けとして使用させない。
 - b. 見積参加者同士が、一般の工事において元請け、下請けの関係でない(総合建設業(ゼネコン)と専門工事業(サブコン)の関係等)。
- ・ 発注先選定後、申請者が選定した会社と更なる減額交渉を実施し、金額を減額することは可とします。
- ・ 補助事業を行うに当たり、補助対象となる売買、請負、委託その他の契約の締結は、交付決定後に行って下さい。

④ 発注先選定理由書

- ・ 発注先の選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札(又は3者以上の相見積)が著しく困難又は不相当である場合(例:技術上、生産能力上の事由から特定の発注先に

限定せざるを得ない場合等)は、事前に機構に発注先選定理由書(P. 69(別紙⑭))を提出して下さい。なお、理由書の内容や提出の時期により機構にて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意下さい。

※ 新築工事等で、建物全体の工事をゼネコンに発注し、補助事業の工事をサブコンに実施させる「コストオン契約」を実施する場合、事前に発注先選定理由書(P. 69(別紙⑭))及びコストオン契約書(案)を提出し、機構の了解を得る必要があります(P. 53~P. 55(別紙⑥)参照)。

※ 地方公共団体、独立行政法人^{※1}がプロポーザル方式、総合評価落札方式および価格競争入札方式の事業を申請する場合、以下の内容を満たす必要があります。

- ・事業者選定の開札前であること。
- ・補助事業申請対象範囲が明確に区分されていること。

(ただし、工事等に係る契約は交付決定以降に行われる必要があります。)

※1 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

※ 採択後、事業者選定時の入札者が2者以下であった場合は、発注先選定理由書を提出して下さい。

⑤ 契約(発注)

発注にあたり、以下の内容を満たす必要があります。

- ・補助事業者(共同申請の場合は原則として設備の所有者)と発注先で請負(売買)契約書、又は注文書と注文請書を取り交わすこと。
- ・契約書(又は注文請書)には完了予定日(又は納入予定日)が記載されていること。
- ・請負に係る契約書又は注文請書には、原則として収入印紙が付されていること。

⑥ その他

インターネットやメール、FAX等により注文を行い、注文書、注文請書を取り交わしていない場合には、補助事業者の発注や購買に関する手続き方法を記載した書類を機構に提出し事前に了解を得るとともに、注文書、注文請書に代わるもの(電子媒体等の印字したもの)を実績報告書に添付する必要があります。

(6) 発注先への支払い

① 当該年度に行われた工事、物品購入等に対して当該年度中(平成29年2月28日まで)に対価の支払い及び精算が完了する必要があります。工事の完了、検収と経費の支払いをもって、補助事業の完了となります。

※ 工事の完了、検収、請求がなされる前に支払いが完了した場合、適切な手続きとみ

なされず、補助事業外となります。

※ 複数年度事業については、P. 5 「(4) 複数年度事業について」をご参照下さい。

② 補助事業に関する工事、物品購入等の経費の支払い方法は「金融機関からの振込み」とし、支払いの事実を証明できるものとして次に示すいずれかの書類の写しを用意する必要があります。

- ・金融機関が発行した振込証明書等
- ・補助事業者（共同申請の場合、原則として設備の所有者）が発行した支払伝票及び発注先が発行した領収書

（請負契約の場合、原則として領収書には収入印紙が付されていること）

- ※ 手形、割賦、相殺等、金融機関からの振込以外の支払方法は認められません。
- ※ 金融機関に対する振込手数料等は原則補助対象とはなりません。ただし、以下の場合には、補助対象として計上することができます。
 - ・振込手数料を発注先が負担している場合。
 - ・発注先が発行する請求書において、発注先が振込手数料を負担する旨が記載されている場合。
 - ・発注先が領収書を発行した際、振込手数料が領収金額の内数になっている場合。

③ 支払委託契約（金融会社等が申請者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）は、以下を条件に利用を認めるものとします。なお、申請後の支払方法の変更は原則認められません。

- ・交付申請書に支払委託契約書（案可）の写しを添付
- ※ 支払委託契約の利用の際、金融会社を共同申請者として登録する必要はありません。

④ 発注先への支払いと同時期に資産を担保設定する場合、財産の取得前であっても事前に財産処分承認申請書（交付規程P. 34（様式第15））を機構に提出し、承認を受ける必要がありますのでご留意下さい。

8. 補助事業申請に係る提出書類

本事業に応募される事業者は、公募期間中に以下の書類の提出をお願いします。

- (1) 交付申請書(様式第1)(P. 56～P. 58(別紙⑦-1)参照)
- (2) 実施計画書(様式第2)(P. 59～P. 62(別紙⑦-2)参照)
- (3) 事業概要書(P. 74～P. 76(別紙⑱)参照)
- (4) 添付書類

1. 実施場所
(1) 実施場所の地図 ※ 最寄り駅がわかるものとして下さい。 ※ 設備の設置先、電力や熱の利用先を明示して下さい。 (2) 設置先及び使用先表(P. 63(別紙⑧))
2. 機械設備
(1) 地産地消型エネルギーシステム全体のシステムフロー図 (2) 地産地消型エネルギーシステム全体の配置図、配管図 ※ 地産地消型エネルギーシステムを構成する熱源設備、発電設備の位置を明示して下さい。 ※ 電気、熱等の利用先、熱導管、電力供給線を明示して下さい。 (3) 新たに導入する設備に関するシステムフロー図 ※ 効果検証データ収集のための計測機器、計測内容等も明示して下さい。 (4) 新たに導入する設備に関する配置図、配管図 (5) 新たに導入する設備に関する基礎図 ※ 既設、新設(補助対象、補助対象外)、撤去の範囲を色分け等で明示して下さい。
3. 機器仕様
(1) 地産地消型エネルギーシステム全体を構成する主な設備の仕様概要 (2) 新たに導入する再生可能エネルギー設備、発電設備、熱源設備の仕様詳細 (3) 特定設備の仕様確認表(P. 64(別紙⑨)) ※ 「5. 環境改善効果の算出」で計算に使用する機器はすべて含めて下さい。 ※ 特定設備に関する特記事項を記載して下さい。(P. 29～P. 31(別紙②))
4. 電気設備
(1) 特定設備や補助対象設備に係る単線結線図 (2) 特定設備や補助対象設備に係る配線図 ※ 単線結線図には発電出力計測のための電力量計の位置を明示して下さい。 ※ 配線図は、対象設備の配置図上に配線の敷設位置がわかるよう記載して下さい。 ※ 既設、新設(補助対象、補助対象外)、撤去の範囲を色分け等で明示して下さい。 ※ 発電設備を導入する場合にあっては、連系保護装置の位置を明示して下さい。

<p>5. 環境改善効果の算出</p> <p>(1) 環境性計算シート (P. 42～P. 52 (別紙⑤))</p> <p>※ 特定設備の省エネルギー量、省エネルギー率、CO₂排出量削減率、費用対効果等を記入するとともに、システムフロー概略図、計算根拠を添付して下さい。</p> <p>(2) 計算に使用した機器性能の根拠資料 (仕様書、技術資料等)</p> <p>※ 「3. 機器仕様」に添付した仕様書中の性能を記した部分を抜粋して下さい。</p> <p>※ 補助対象外設備や既設の設備であっても、計算に必要であれば添付して下さい。</p> <p>(3) 計算に使用した電気、熱等の負荷データとその根拠資料</p> <p>※ 必要に応じ、建物ごと、時間や期間ごとに記載して下さい。</p> <p>(4) 計算に使用した各設備の想定稼働データ (負荷、エネルギー消費量) とその根拠資料</p> <p>※ 必要に応じ、時刻や期間別の負荷パターン、運転条件も記載して下さい。</p> <p>(5) 設置した計測器のデータからの省エネルギー量の算出方法</p> <p>※ 計測器の値に記号等を使用し、式で明示して下さい。</p>
<p>6. 事業計画</p> <p>(1) 発注計画書 (P. 65 (別紙⑩))</p> <p>※ すべての発注について記載して下さい。</p> <p>(2) 事業概要書 (P. 74～P. 76 (別紙⑨))</p> <p>(3) 実施のための手続き状況 (P. 32～P. 34 (別紙③))</p> <p>(4) 事業PR資料 (任意)</p>
<p>7. 見積依頼書の写し、見積書の写し</p> <p>(1) P. 19～P. 20「7. (5) ①見積依頼、②見積書、③発注先選定」を参照して下さい。</p>
<p>8. 申請者の会社概要</p> <p>(1) 会社概要 (法人や施設の概要書、パンフレット等)</p> <p>(2) 会社の定款</p> <p>(3) 法人にあっては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し</p> <p>※ 発行日が申請日から3ヵ月以内のもの。</p> <p>(4) 特定目的会社 (SPC)、有限責任事業組合 (LLP)、民間会社を主提案法人 (幹事法人) とする共同体、任意団体等が申請する場合は、主たる出資者又は出費表明者あるいは組合員が申請者に責任を持って履行させるとの確約書を提出して下さい。(すべての対象法人の法人登録印が必要です。)</p> <p>(5) 財務諸表 (直近2カ年分)</p> <p>※ 地方公共団体は不要</p>

※以下に該当する場合、必要に応じ追加書類を提出して下さい。

9. 共同申請関係
(1) 交付申請書に記載した補助事業に要する経費等の申請者別内訳 (P. 71 (別紙⑯)) (2) 交付申請書に記載した資金調達計画の申請者別内訳 (P. 72 (別紙⑰)) (3) 共同申請における見積依頼から領収書受取までの役割分担 (P. 70 (別紙⑮)) 及び根拠となる契約書等 (設備の所有者以外が実施する場合のみ)
10. 設備所有者と使用者の契約関係
設備所有者と使用者がリース、エネルギーサービス、シェアードESCO、賃貸借、テナント契約、電気、熱等の受給契約等を締結する場合 (1) 対象設備に関する契約書(案可)の写し (2) 契約金額に関する料金計算書 ※ 補助金相当額が減額されていることを証明できる書類、又は設備更新により契約金額が増額されない事を証明できる書類
11. 支払委託契約関係
(1) 支払委託契約書 (案可) の写し (P. 22 7. (6) ③参照)
12. 発注先選定理由書
※ やむをえない理由で発注先の選定に際して競争入札 (又は3者以上の相見積) を実施しない予定の場合に提出して下さい。(P. 69 (別紙⑭)) ※ 必要に応じ、説明のための資料を添付して下さい。
13. 業務委託関係
補助事業の一部を第三者に委託する場合 (1) 補助事業者と委託先との委託契約書 (案可) の写し (2) 委託内容を説明する書類 (3) 委託先に対する監督体制及び検査内容

(4) その他

- ※ 審査にあたって別途資料の提出をお願いすることがあります。
- ※ 提出いただいた書類は返却しませんので、全てコピーを取り、保管をお願いします。交付申請書 (様式第1)、実施計画書 (様式第2) についても、原本を機構に提出し、コピーを保管して下さい。交付申請書、実施計画書を二部作成して押印し一部を保管しても、原本のコピーとは認められませんのでご注意下さい。
- ※ 提出いただいた事業概要書 (別紙⑲) については、対外的に公表することがあります。

9. 申請書類の提出方法及び申請先

《提出方法》

原則として郵送とします。

※ 郵便事情、事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、機構では責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達状況が確認できる手段で郵送して下さい。申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受付できないので注意して下さい。

※申請書類は返却しないため、必ず写しを控えて下さい。

《書類提出先》

〒 103-0023

東京都中央区日本橋本町4-11-5 住友不動産日本橋本町ビル6階

一般社団法人 低炭素投資促進機構

「地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金(エネルギーシステムモデル構築事業)」交付申請書在中

《申請・お問い合わせ先》

一般社団法人 低炭素投資促進機構 スマートコミュニティ業務推進部

TEL: 03-6264-8381 FAX: 03-6264-8017

メール: smart@teitanso.or.jp

《申請・お問い合わせ等の受付時間》

[月～金] 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

(祝祭日・12月29日～1月3日を除く)

交付申請書類は機構ホームページ <http://www.teitanso.or.jp/> からダウンロードすることができます。

(別紙①)

特定設備の要件

補助対象として導入する特定設備は、以下の要件を満たすこと。

特定設備	要件
太陽熱利用	<ul style="list-style-type: none">・集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること。※但し追尾式の集光型太陽集熱器で、既に国際規格・基準を取得したものについては対象とし、その集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とする。
温度差エネルギー利用	<ul style="list-style-type: none">・温度差エネルギーを利用する設備が、省エネ率 10%以上であること。・熱供給能力が、温水、冷水共に 0.1GJ/h(24Mcal/h)以上であること。
バイオマス共通 (熱利用、発電)	<ul style="list-style-type: none">・バイオマス依存率が 60%以上であること。※バイオマス依存率の計算方法は以下の通り。 $\text{バイオマス依存率} = G \cdot H / (G \cdot H + I \cdot J) \times 100$<p>G : バイオマス利用量 (m³N/h または kg/h) H : バイオマス低位発熱量 (MJ/m³N または MJ/kg) I : バイオマス以外の混焼燃料利用量 (m³N/h または kg/h) J : バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量 (m³N/h または MJ/kg)</p>・副燃料として省エネ法に定める燃料 (※) を常時使用 (※) することを前提とするものは、特定設備とはみなさない。※省エネ法に定める燃料とは、エネルギーの使用合理化等に関する法律第二条第二項に定める燃料をいい、同施行規則別表第一に記載がある。※常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は、常時使用に該当しない。
バイオマス熱利用	<ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けたバイオマス発電においても、廃熱利用設備は特定設備とすることができる。
雪氷熱利用	<ul style="list-style-type: none">・冷気、水の流量を調節する機能有設備であって、雪氷熱供給に直接的に供される設備であること。
地中熱利用	<ul style="list-style-type: none">・暖気、冷温水不凍液の流量を調節する機能を有すること。
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none">※実績報告では全ての太陽電池モジュールの検査成績書 (全モジュールの製造番号、最大出力等の一覧表) の提出すること。
風力発電	<ul style="list-style-type: none">・経済産業省の発電用風力発電機器に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。
バイオマス発電	<ul style="list-style-type: none">・発電効率 20%以上であること。(低位発熱量基準)
水力発電	<ul style="list-style-type: none">・発電出力 1,000kW 以下であること。
地熱発電	<ul style="list-style-type: none">・特になし。

コージェネレーション設備	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー率 10%以上であること。 ・発電出力が単体で 1kW 以上であること。
廃熱利用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
空気熱利用	<ul style="list-style-type: none"> ・空気熱を利用する設備が、省エネ率 10%以上であること。
水素利用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。

(別紙②)

添付書類 3. (3) ※「特定設備に関する特記事項」の詳細

交付申請書の添付書類「3. 機器仕様」中の「(3) ※特定設備に関する特記事項」に記載すべき特定設備に関する特記事項を以下の通り定める。

設備	記載内容
太陽熱利用	①太陽集熱器（形式、集熱器総面積、設置角度、設置方位） ※集熱器総面積は、太陽集熱器の集熱器総面積を合計し、㎡単位の小數切捨てとする。 ・蓄熱槽（形式、容量） ・補助熱源（形式、熱源、機器の種類、能力） ・冷凍機（形式、機器の種類、能力） ・集熱器の配置図
温度差 エネルギー利用	①設備及びシステムの概要 ・温度差熱源の種類（海水、河川水、下水等） ・熱源施設（河川や下水場等の名称） ・熱源温度（月単位で記載） ・熱源利用量（熱量、水量等を時間単位、月単位で記載）
バイオマス 熱利用	①設備及びシステムの概要 ・方式：バイオマス〇〇 ※上記〇〇中には、「バイオマス熱利用型製造設備」、「バイオマス熱供給設備」、「コージェネレーション（熱電併給）」のいずれかを記載すること。 ・バイオマスの種類、使用量 ・補助燃料等の種類、使用量（使用量は時間単位、日単位、年単位） ※補助燃料を用いる場合はその投入のタイミングを記載すること。（例：スタートアップ時にのみ、補助燃料を投入。）なお、必要な場合は別途資料を添付すること。 ・バイオマス発熱量・補助燃料等発熱量（単位重量ベース、低位発熱量） ※「低位発熱量」は、単位重量当たりの低位発熱量（ジュール表記）を記載すること。 ※「低位発熱量」の根拠資料の計算根拠資料を添付すること。 ・バイオマス依存率（発熱量ベース） 〇〇. 〇%（小數点第二位を四捨五入） ※「バイオマス依存率」の計算根拠を添付すること。 ・設備の年間稼働時間 〇〇h ・使用燃料の総発熱量及び熱利用量 〇〇MJ（年間及び月別） ・年間総発熱量 〇〇GJ/年、年間熱利用量 〇〇GJ/年
雪氷熱利用	①設備及びシステムの概要 ・雪氷の種類・貯蔵量 〇〇t/年 ・システム種別及び利用形態・用途

地中熱利用	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中熱交換器の設置方法の種類 ・有効長（全体、1本当たり） ・本数
太陽光発電	<p>①太陽電池出力：kW ※aとbのいずれか低い方の小数点以下を切捨</p> <p>a. 太陽電池モジュール公称最大出力合計(kW)： (内訳)</p> <p>b. パワーコンディショナ定格出力合計(kW)： (内訳)</p> <p>②太陽電池モジュールの設置状況（方位、傾斜角、日陰の有無）</p>
風力発電	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電システムの出力量○○kW（○○kW×○基） ・発電システムの構成、特徴 <p>※風車本体の耐風強度、耐雷仕様を証明する書類の提出を求めることがあります。</p> <p>※経済産業省の発電用風力発電機器に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であることを示すこと。</p>
バイオマス発電	<p>①「ガスエンジン」等の発電方式種別を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電出力 ○○kW（内訳：発電装置所内消費動力○○kW、自家消費○○kW） ・発電効率 ○○.○%（小数点第二位を四捨五入） ・バイオマスの種類、使用量 ・補助燃料等の種類、使用量（使用量は時間単位、日単位、年単位） <p>（注）補助燃料を用いる場合はその投入のタイミングを記載すること。（例：スタートアップ時にもみ、補助燃料を投入。）なお、必要な場合は別途資料を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス発熱量、補助燃料等発熱量（単位重量ベース、低位発熱量） <p>（注1）「低位発熱量」は単位重量あたりの低位発熱量（ジュール表記）を記載すること。</p> <p>（注2）「低位発熱量」の根拠資料を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率（発熱量ベース） ○○.○%（小数点第二位を四捨五入） <p>（注）「バイオマス依存率」の計算根拠を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の年間稼働時間 ○○h
水力発電	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水系及び使用河川名（水系名、取水河川名、放水河川名） ・ダム及び水力発電所施設名（ダム名、水力発電所名） ・ダム、取水口位置 ・発電方式（ダム式、ダム水路式、水路式） ・使用水量（最大、常時、常尖） ・総落差（取水位、放水位、総落差） ・有効落差（最大、常時、常尖） ・出力（最大、常時、常尖）

	<ul style="list-style-type: none"> ・取水設備（取水口の型式） ・導水路（形式、亘長、内径） ・放水路（形式、亘長、内径） ・水圧管路（条数、長さ、内径） ・水車（種類、容量、台数） ・発電機（種類、容量、台数） ・変圧器（容量、台数） ・発電システムの特徴（設計根拠等も含め記載） ・機器構成図（構成機器と容量等） <p>※有効落差、出力の算定及び水車の種類の選定については、その根拠資料を添付すること。</p>
地熱発電	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電システムの特徴 ・地熱発電所施設名 ・出力（最大、常時） ・発電機（種類、容量、台数） ・変圧器（容量、台数） ・機器構成図（構成機器と容量等）
コージェネレーション設備	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機（種類、容量、台数）
廃熱利用設備	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃熱発生設備（コージェネレーション、コンプレッサー等） ・廃熱温度（月単位で記載） ・廃熱利用量（熱量、水量等を時間単位、月単位で記載）
空気熱利用	<p>①空気熱利用熱源機（型式、能力、効率、台数、用途（空調・製造プロセス等））</p>
水素利用設備	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの機能及び特徴 ・システム構成図（機器構成、水素製造量等）

(別紙③)

添付書類 6. (3)「実施のための手続き状況」の記載内容

交付申請書の添付書類「6. 事業計画」中の「(3) 実施のための手続き状況」において、特定設備に関する記載事項を以下の通り定める。

共通 ※下記①、②は必ず記載すること。(②に該当しない場合も「該当せず」とすること。)
①許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項 ※事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。 ※その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。
②電力会社との連系協議状況(発電設備の場合) 系統連系に関する電力会社との協議文書(照会に対する回答分、電力工事負担金工事費、工事期間等)、協議に関する議事録(電力会社の出席者の押印のあるもの)等、電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を添付すること。
バイオマス熱利用
③地元住民への説明等 ※事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容すべてについて記載すること。(手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと。)
④周辺環境への影響 ※バイオマス熱利用に伴う周辺への排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値(規制値を規定している法令名、条例名等を記載のこと。)への設備の対応計画を記載すること。
雪氷熱利用
③地元住民への説明等 ※事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容すべてについて記載すること。(手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと。)
風力発電
③設置場所の詳細 ・設置場所の対象面積と経緯度(度、分、秒) ※複数基ある場合には各風車ごとに記載。経緯度は世界測地系を基準とすること。 ・地目と区画指定状況(荒地、農地、県立公園等) ・施設の所有者 ※自己所有でないときは利用許可書等添付すること。 ・対象地点の土地の所有者 ※自己所有でないときは利用許可書等を添付すること。 ・現地写真 ※設置場所及びそこから見た全方位を撮影し添付すること。 ・風況観測地点 ※地図に位置を明記、風況観測状況写真を添付すること。

- ・地目と区画指定状況（荒地、農地、県立公園等）

④風況条件（建設予定地における風況データ）

風況データの根拠を明らかにすること。風況データを添付すること。

- ・年平均風速 0.0m/s @計測高さ 0m
- ・月平均風速（月平均の風速表）
- ・風力エネルギー密度（ 000W/m^2 ）：年間、風向別
- ・風向出現率（風配図） ※添付すること。
- ・風況曲線 ※添付すること。
- ・年間発電量を試算すること。

※風況精査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び風況精査マニュアルに準じて実施すること。ただし風況観測の期間は、1年間以上であること。

⑤地元調整

- ・設置場所の住民の了解を得ていること。

なお、500kW以上は下記のとおりとする。

- － 地元の市町村の首長の同意書を添付すること。
- － 関係する地元住民への説明会を行い、議事録を作成し参加者または代表者の確認署名を得て、提出すること。
なお、説明会での説明内容には①風力発電の規模、②工事内容、③環境影響調査結果を含めること。
- － 風車を建設する土地の地権者全員の同意書を入手し提出すること。国有林や自治体所有地等、土地利用許可を得るための手続きに時間を要する場合は、関係行政機関との調整状況が明らかになるように議事録を作成し提出すること。
- － 市町村界付近に建設する場合は、市町村界にかかわらず地元住民に対して説明会等を実施すること。

⑥環境影響調査

- ・電波障害、騒音障害、生態系への影響、景観について十分配慮すること。ただし、500kW以上は下記のとおりとする。

- － 電波障害（現況測定結果、予測結果）
- － 騒音障害（現況測定結果、合成騒音レベル、予測結果）
- － 生態系（天然記念物等がある場合は、それに対する影響について）
- － 景観

※環境影響調査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアルまたは、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。

※調査項目について、調査、予測、評価及び対策を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を実施すること。

※地元自治体主催にて開催される、当該事業への環境影響調査委員会等の意見書を提出すること。環境影響調査委員会が無い場合には、環境影響評価方法書、環境影響評価書案を関係地域への公告、縦覧を行い評価書案または縦覧結果を反映した環境影響評価書を提出すること。なお、環境影響評価書は事業開始までに提出のこと。

水力発電

③流況

- ・水系及び河川名 : 0 級河川 00 水系 00 川

・河川管理者 ※国土交通大臣、都道府県知事等

・流況曲線

・流量観測期間 ※原則 10 年間とする。

・豊水量 (m³/s)

・平水量 (m³/s)

・低水量 (m³/s)

・渇水量 (m³/s)

・最小水量 (m³/s)

④環境影響調査

・騒音障害 (現況測定結果、合成騒音レベル、予測結果)

・生態系 (天然記念物等がある場合には、それに対する影響について)

・景観

・地元調整

※各項目について、調査、予測、評価及び対策を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を実施すること。また、環境影響調査報告書及び協議結果 (承諾書、住民説明会の議事録等) を提出すること。

地熱発電

③周辺環境への影響

※地熱発電に伴う周辺への排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種 規制値 (規制値を規定している法令名、条例名等を記載のこと。) に対する環境負荷を対比した資料を添付のこと。

④地元住民への説明等

※事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容すべてについて記載すること。(手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと)。

⑤設備の保守計画

※設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画概要を記載すること。

その他

・道路管理者との協議状況 (自営線または熱導管敷設の場合等)

※空気熱利用、太陽熱利用、温度差エネルギー利用、地中熱利用、太陽光発電、コージェネレーション設備、水素利用設備について記載はありませんが、個別に申請内容を確認する中で、追加書類の提出を求める場合があります。

(別紙④)

環境性の考え方
(省エネルギー量、省エネルギー率、CO₂排出量・CO₂排出削減率)

1. 換算係数

(1) 燃料の発熱量の扱い

本補助事業において、燃料とは省エネ法（エネルギーの使用合理化等に関する法律）第二条第二項に定める燃料をいい、同施行規則別表第一に記載がある。燃料の発熱量は、同表により以下の通りとします。

各燃料の発熱量と原油換算（数値はすべて**高位発熱量：HHV基準**）

1GJ 当り原油換算量を 0.0258kLとして、以下の数値より置き換える。

原料	単位	発熱量(GJ)
原油	1kL	38.2
原油のうちコンデンセート	1kL	35.3
揮発油	1kL	34.6
ナフサ	1kL	33.6
ジェット燃料油	1kL	36.7
灯油	1kL	36.7
軽油	1kL	37.7
A重油	1kL	39.1
B・C重油	1kL	41.9
石油アスファルト	1ton	40.9
石油コークス	1ton	29.9
液化石油ガス（LPG）	1ton	50.8
石油系炭化水素ガス	千 m ³ N	44.9
液化天然ガス（LNG）（窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。）	1ton	54.6
その他可燃性天然ガス	千 m ³ N	43.5
原料炭	1ton	29.0
一般炭	1ton	25.7
無煙炭	1ton	26.9
石炭コークス	1ton	29.4
コールタール	1ton	37.3
コークス炉ガス	千 m ³ N	21.1
高炉ガス	千 m ³ N	3.41
転炉ガス	千 m ³ N	8.41

※都市ガスの熱量については、各都市ガス会社に確認してください。

※例えば次のエネルギーは上表にないため、原油換算量は0として計算する。

- ・再生可能エネルギー由来の電力、熱
- ・ごみ燃料
- ・VOCガス

(2) 電力の一次エネルギー換算、原油換算の扱い

- ・原則として、省エネ法施行規則第4条により以下の数値を使用します。

昼間（8～22時）9,970kJ/kWh

夜間（22～8時）9,280kJ/kWh

上記区分が不明な場合は昼間の数値を使用すること。

- ・電力を時間毎に計測し、取りまとめることができる場合は、省エネ法施行規則第17条に定める定期報告書における電気需要平準化評価単位を使用できます。すなわち、電気需要平準化時間帯（7～9月及び12～3月の8～22時）において、電力削減量を1.3倍して省エネルギー量を計算するものです。

※参考： 単位の換算について

$$1\text{kW}=3,600\text{kJ/h}=3.6\text{MJ/h}=860\text{kcal/h}$$

$$1\text{kWh}=3,600\text{kJ}=3.6\text{MJ}=860\text{kcal}$$

$$\begin{aligned} \text{換算蒸気 } 1\text{kg} \text{ (100}^\circ\text{Cの飽和水を100}^\circ\text{Cの乾き飽和蒸気に蒸発させる熱量)} \\ = 2,257\text{kJ}=0.627\text{kWh} \end{aligned}$$

3. 環境性の計算方法

(1) 基本の考え方

A : 従来方式における年間の1次エネルギー消費量、CO₂排出量

B : 補助事業方式における年間の1次エネルギー消費量、CO₂排出量

A-B : 省エネルギー量、CO₂排出削減量（従来方式と比較した場合の年間の1次エネルギー削減量、CO₂排出削減量）

省エネルギー率、CO₂排出削減率とは、 $\{(A-B)/A\} \times 100$ をいいます。

(2) 従来方式の考え方

- ・従来方式とは、原則として**特定設備を稼働させないときに、代替となる設備を稼働させた場合の方式**をいいます。（ボイラ、冷凍機、系統電力等）
- ・補助事業と同時期に設備の更新を実施した際は、**原則として更新後の設備を従来方式として扱います。**

(3) 特定設備の環境性の計算方法

「3. 環境性の計算方法」において、以下の通り扱います。

A : 特定設備を稼働させなかった場合の地産地消型エネルギーシステムの年間1次エネルギー消費量、CO₂排出量

B : 特定設備を稼働させた場合の地産地消型エネルギーシステムの1次エネルギー消費量、CO₂排出量

A－B： 省エネルギー量、CO₂排出削減量（特定設備を稼働させることによる地産地消型エネルギーシステムの年間1次エネルギー削減量、CO₂排出削減量）

※CO₂排出量の算定方法について

CO₂排出量はエネルギーの使用合理化等に関する法律(省エネ法)第15条および同施行規則第18条に定める算定方法によって行うものとする。

(4) 従来方式の効率特例

従来方式の効率の算定が困難な場合は省エネ法施行規則第4条第2項に定める「**他人から供給された熱**」の換算係数を使用することを可とします。（事前に機構に説明し、了解を得ることを必要とします。）その場合、以下の換算係数を使用します。

温水、冷水の換算係数 1.36GJ/GJ

蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ

熱の発生量に、上記の数値をかけたものが一次エネルギー消費量となります。

(例1) ◆太陽熱でボイラの燃料消費量を削減した場合の省エネルギー量の考え方

再生可能熱を給湯等に利用し、ボイラの燃料消費量を削減する。

1. 前提条件

ボイラの熱効率： 85%(HHV)

太陽熱利用量： 10,000GJ

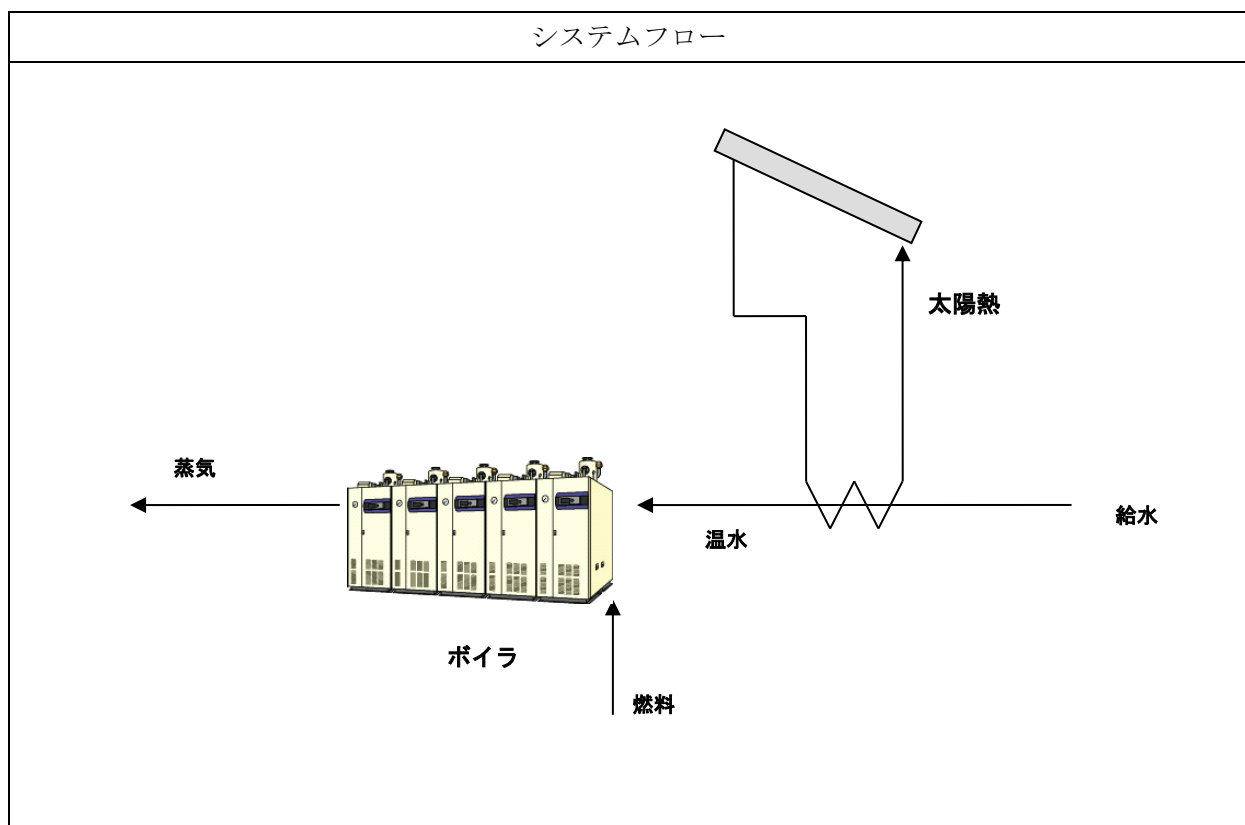
2. 省エネルギー量の計算

太陽熱が得られないときはボイラが稼働するため、従来方式はボイラになる。

ボイラの燃料削減量=省エネルギー量となり、以下の式で求められる。

$$10,000\text{GJ} \div 0.85 = 11,760\text{GJ}$$

$$\Rightarrow \text{原油換算} : 11,760\text{GJ} \times 0.0258\text{kL/GJ} = \underline{303.4\text{kL}}$$



(例2) ◆再生可能熱(温水)を冷熱に変換した場合の省エネルギー量の考え方

再生可能熱を廃熱投入型吸収冷温水機(ジェネリンク)に投入し、燃料消費量を削減する。

1. 前提条件

ジェネリンクの定格運転時の仕様値

- ・冷凍能力：1,055kW
- ・廃熱回収能力：330kW
- ・燃料消費量 Q_f ：再生可能熱投入なしの場合 800kW(HHV)
再生可能熱投入ありの場合 600kW(HHV)
- ・年間の再生可能熱投入量 Q_r ：1,000GJ

2. 省エネルギー量の計算

- ・燃料焚きの COP

$$1,055\text{kW} \div 800\text{kW} = 1.32$$

- ・再生可能熱投入時の燃料による冷凍能力寄与分

$$600\text{kW} \times 1.32 = 792\text{kW}$$

- ・再生可能熱投入時の再生可能熱による冷凍能力寄与分

$$1,055\text{kW} - 792\text{kW} = 263\text{kW}$$

- ・再生可能熱を使用する場合の COP

$$263\text{kW} \div 330\text{kW} = 0.80$$

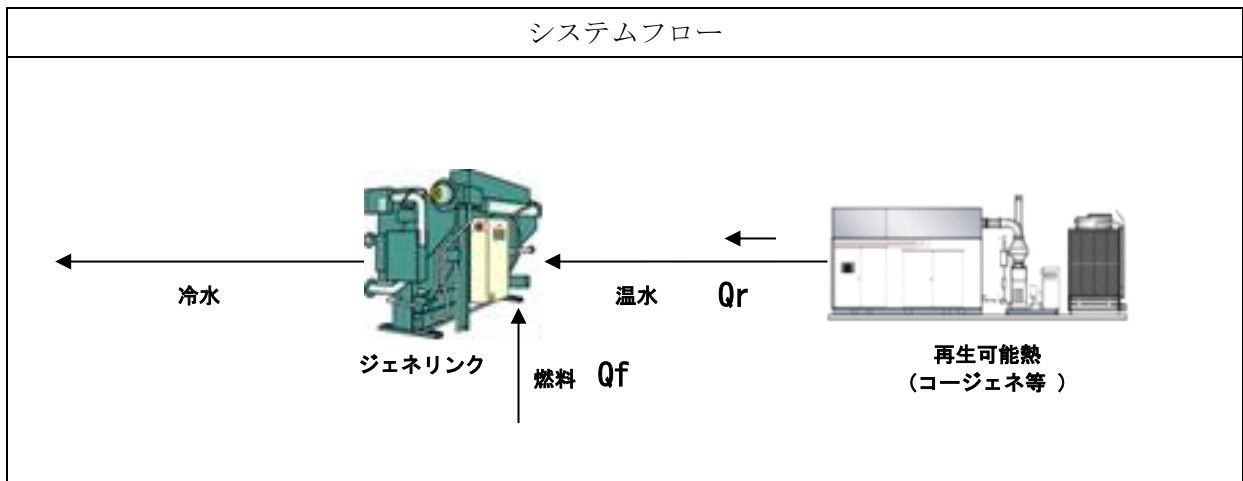
- ・再生可能熱による年間冷熱発生量

$$1,000\text{GJ} \times 0.80 = 800\text{GJ}$$

- ・再生可能熱による燃料削減分(省エネルギー量)

$$800\text{GJ} \div 1.32 = \underline{606\text{GJ}}$$

$$\Rightarrow \text{原油換算} : 606\text{GJ} \times 0.0258\text{kL/GJ} = \underline{15.6\text{kL}}$$



(例3) ◆温度差エネルギー利用による省エネルギー量の考え方

水熱源ヒートポンプチラーが河川水を冷房時の冷却水、暖房時のヒートポンプに利用する。

1. 前提条件

- ・地産地消型エネルギーシステム： 冷却水およびヒートポンプ熱源に河川水を利用する。
- ・従来方式：冷房運転 水冷チラー+冷却塔運転
暖房運転 燃料を焚いてボイラで加熱（効率 85%：HHV）

※設備は 8:00～22:00 の間で稼働させる。

2. 省エネルギー量の計算

(1) 地産地消型エネルギーシステム

- ・月別の河川水温度、負荷率からヒートポンプチラーの効率、電力使用量を求める。
電力消費量＝冷暖房負荷÷効率
- ・電力使用量を一次エネルギー量に換算する
電気需要平準化時間帯： 一次エネルギー量[GJ]＝1.3×電力消費量[MWh]×9.76[GJ/MWh]
その他時間帯： 一次エネルギー量[GJ]＝電力消費量[MWh]×9.76[GJ/MWh]

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
モード	暖房	暖房	暖房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	暖房	
水温(°C)	17.2	16.4	17.3	18.3	20.1	23.2	24.0	25.4	25.5	23.1	22.4	19.6	
負荷率(%)	46.2	32.9	18.4	32.8	43.7	67.1	82.2	87.5	83.1	54.2	35.1	31.9	
効率	3.76	3.92	4.56	6.95	6.47	6.14	5.34	4.70	4.67	5.81	6.11	4.05	
負荷(GJ)	55,440	39,480	22,080	39,360	52,440	80,520	98,640	105,000	99,720	65,040	42,120	38,280	738,120
電力(MWh)	4,096	2,798	1,345	1,573	2,251	3,643	5,131	6,206	5,931	3,110	1,915	2,626	40,624
一次エネルギー消費量(GJ)	51,967	35,496	17,066	15,354	21,974	35,554	65,103	78,738	75,259	30,350	18,689	33,313	478,861

(2) 従来方式

- ・冷房： 外気温度、冷房負荷から効率（COP）を求める。
電力消費量＝冷房負荷÷効率（一次エネルギー換算方法は上と同じ）
- ・暖房： 暖房燃料消費量＝暖房一次エネルギー量＝暖房負荷÷0.85

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
モード	暖房	暖房	暖房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	暖房	
湿球温度(°C)				15.2	18.2	21.4	25.0	26.4	22.8	18.5	15.3		
冷却水温(°C)				18.6	21.4	24.8	29.4	31.0	27.4	23.5	21.0		
負荷率%	46.2	32.9	18.4	32.8	43.7	67.1	82.2	87.5	83.1	54.2	35.1	31.9	
効率	0.85	0.85	0.85	6.83	6.28	5.51	4.42	4.20	4.52	5.70	6.55	0.85	
負荷(GJ)	55,440	39,480	22,080	39,360	52,440	80,520	98,640	105,000	99,720	65,040	42,120	38,280	738,120
電力(MWh)	0	0	0	1,601	2,320	4,059	6,199	6,944	6,128	3,170	1,786	0	32,207
燃料(GJ)	65,224	46,447	25,976	0	0	0	0	0	0	0	0	45,035	182,683
一次エネルギー消費量(GJ)	65,224	46,447	25,976	15,624	22,639	39,619	78,654	88,111	77,756	30,935	17,434	45,035	553,454

(1) と (2) の一次エネルギー量の差が省エネルギー量となる。

※本例では稼働期間が 8:00～22:00 のため電気需要平準化時間帯と重なるが、そうでない場合は 7～9、12～3 月において、電気需要平準化時間帯とその他時間帯に分けて計算する。電気需要平準化時間帯に対し電力削減量を 1.3 倍しない場合は、分けて計算する必要はない。

(例 4) ◆空気熱利用による省エネルギー量の考え方

空気熱利用ヒートポンプチラーが空気熱を冷暖房時のヒートポンプに利用する。

1. 前提条件

- ・地産地消型エネルギーシステム：空気熱をヒートポンプ熱源に利用する。
- ・従来方式：冷房運転 空冷ヒートポンプ（冷房専用）
暖房運転 燃料を焚いてボイラで加熱（効率 85%：HHV）

※設備は 8:00～22:00 の間で稼働させる。

2. 省エネルギー量の計算

(1) 地産地消型エネルギーシステム

- ・月別の外気温、負荷率からヒートポンプチラーの効率、電力使用量を求める。

$$\text{電力消費量} = \text{冷暖房負荷} \div \text{効率}$$

- ・電力使用量を一次エネルギー量に換算する

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
モード	暖房	暖房	暖房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	暖房	
外気温(°C)	4.2	4.4	10.4	13.4	19.5	23.0	26.5	28.2	23.6	18.7	11.3	6.9	
負荷率(%)	57.2	54.2	64.1	66.5	73.7	77.4	75.2	81.3	76.5	71.1	49.7	59.0	
効率	3.13	3.10	3.83	5.51	5.20	4.80	4.41	4.14	4.79	5.47	6.01	3.40	
負荷(GJ)	55,440	39,480	22,080	39,360	52,440	80,520	98,640	105,000	99,720	65,040	42,120	38,280	738,120
電力量(MWh)	4,920	3,543	1,601	1,984	2,803	4,656	6,210	7,037	5,786	3,304	1,947	3,132	46,923
一次エネルギー消費量(GJ)	49,053	35,320	15,962	19,783	27,951	46,420	61,913	70,161	57,689	32,941	19,409	31,222	467,825

(2) 従来方式

- ・冷房： 外気温度、冷房負荷から効率（COP）を求める。

$$\text{電力消費量} = \text{冷房負荷} \div \text{効率}$$

- ・暖房： 暖房燃料消費量＝暖房一次エネルギー量＝暖房負荷÷効率

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
モード	暖房	暖房	暖房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	暖房	
外気温(°C)				13.4	19.5	23.0	26.5	28.2	23.6	18.7	11.3		
負荷率(%)				66.5	73.7	77.4	75.2	81.3	76.5	71.1	49.7		
効率	0.85	0.85	0.85	5.51	5.20	4.80	4.41	4.14	4.79	5.47	6.01	0.85	
負荷(GJ)	55,440	39,480	22,080	39,360	52,440	80,520	98,640	105,000	99,720	65,040	42,120	38,280	738,120
電力量(MWh)	0	0	0	1,984	2,803	4,656	6,210	7,037	5,786	3,304	1,947	0	33,728
燃料(GJ)	65,224	46,447	25,976	0	0	0	0	0	0	0	0	45,035	182,682
一次エネルギー消費量(GJ)	65,224	46,447	25,976	19,783	27,951	46,420	61,913	70,161	57,689	32,941	19,409	45,035	518,949

(1) と (2) の一次エネルギー量の差が省エネルギー量となる。

※電気需要平準化時間帯に対し電力削減量を 1.3 倍しない場合は、分けて計算する必要はない。

※従来方式を吸収式冷温水発生機＋冷却塔、水冷チラー＋冷却塔として計算しても可。いずれも、効率の根拠を示すこと。

(別紙⑤)

環境性計算シート（記入例）および計算根拠の書き方

1. 共通事項

- ・省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に記載すること。
- ・原則として、国際単位系(SI 単位)で記載すること。
- ・電卓で計算過程を追えるように記載すること。
- ・機器仕様は、別紙⑨「特定設備の仕様確認表」と値の整合をとること。
- ・ガスの熱量は、各地域のガス事業者を確認すること。
- ・計算に使用した想定稼動データとその根拠資料を提出すること。必要に応じ、期間や時刻別のデータも提出すること。
- ・計算の前提で根拠が必要な場合は、別紙にて示すこと。
- ・計算に使用したデータが、どの計測器からの数値であることを明らかにすること。

環境性計算シート

特定設備名称(コージェネレーション)

面的利用システム範囲: 構内

項目		単位	従来方式	補助事業方式		
アウトプット	合計	MWh/年	0	4,116	①	
	発電量	屋間	MWh/年	0	4,116	②
		夏季・冬季の屋間	MWh/年	0	2,401	③
	夜間	MWh/年	0	0	④	
	逆潮流電力	MWh/年	0	0	⑤	
	蒸気発生量	GJ/年	6,789	6,789	⑥	
	温水発生量	GJ/年	0	0	⑦	
	冷水発生量	GJ/年	0	0	⑧	
	冷熱発生量	GJ/年	0	0	⑨	
	水素発生量	GJ/年	0	0	⑩	
インプット	合計	MWh/年	4,116	0	⑪	
	電力消費量	屋間	MWh/年	4,116	0	⑫
		夏季・冬季の屋間	MWh/年	2,401	0	⑬
	夜間	MWh/年	0	0	⑭	
	逆潮流電力	MWh/年	0	0	⑮	
	燃料消費量	GJ/年	7,833	39,690	⑯	
	一次エネルギー消費量合計	GJ/年	56,051	39,690	⑰	
	省エネルギー量	kL/年	基準	422	⑱	
	省エネルギー率	%	基準	29.2%	⑲	
	CO2排出量	t/年	2,543	2,020	⑳	
	省CO2率	%	基準	20.6%	㉑	
費用対効果	kL/億円					
投資回収年数	年					

特定設備以外で、計算に関わる設備の仕様等

NO	設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 (kW)	出力 (kW)	効率
1	蒸気ボイラA	〇〇社A-123	1	都市ガス13A	蒸気	3,000	2,700	0.90
2	蒸気ボイラB	△△社B-777	1	都市ガス13A	蒸気	1,000	850	0.85
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

注1: 特定設備の再生可能エネルギー利用量、省エネルギー量を記入するとともに、計算根拠も添付すること

注2: 算出根拠も必ず提出すること。

注3: 特定設備が複数台ある場合で一つの表で記載できない場合は、表を追加して作成すること。

注4: 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠となる資料を添付すること。

注5: 計算に使用した特定設備の想定稼働データとその根拠となる資料を添付すること。

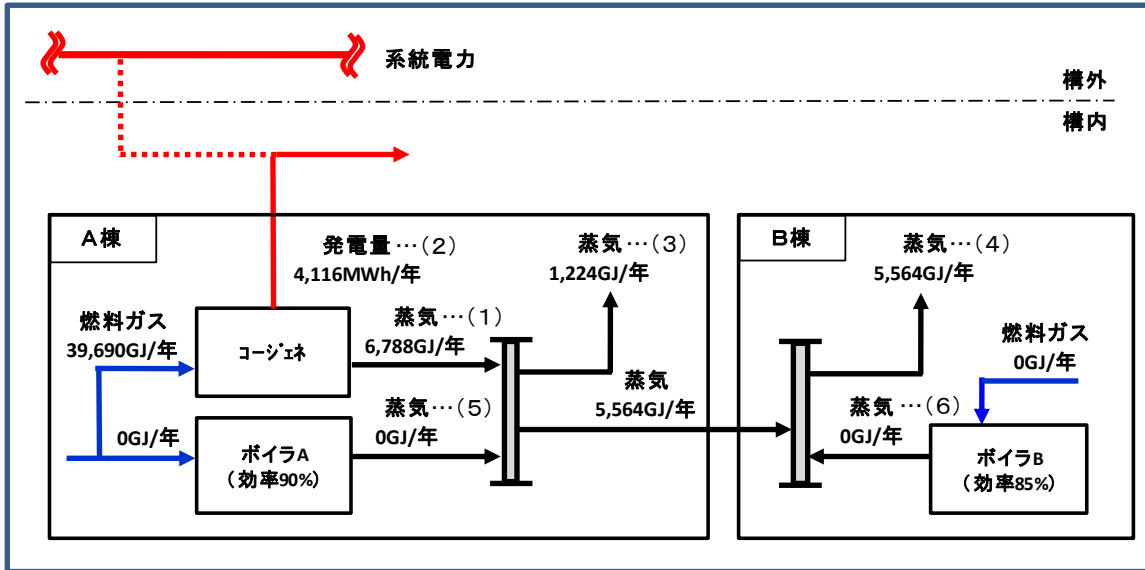
注6: 計算に使用した電力や熱の負荷データが、どの計測器からの数値であるか明らかにすること。

フロー図等で示すこと。

システムフロー概略図

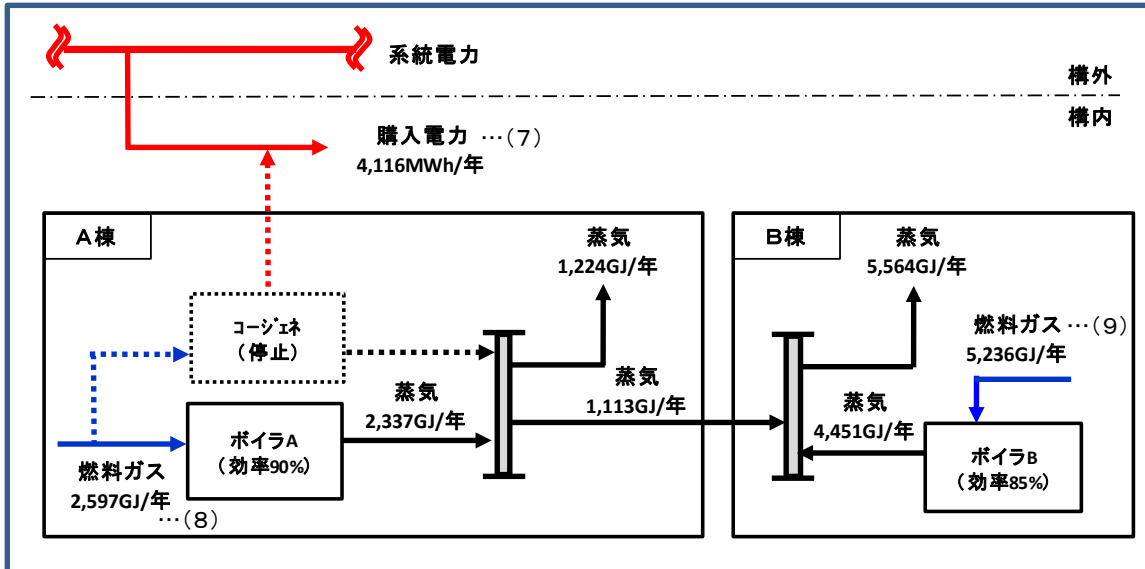
(一構内において、コージェネレーションで発生した蒸気を隣の建屋(既築)に供給。電気も構内で使用。)

補助事業方式



- (1) コージェネレーションが構内に送る蒸気
- (2) コージェネレーションが構内に送る電力
- (3) コージェネレーションが構内に送る蒸気のうちA棟で消費される分
- (4) コージェネレーションが構内に送る蒸気のうちB棟で消費される分
- (5) ボイラAからの発生蒸気は、考慮しない
- (6) ボイラBからの発生蒸気は、考慮しない

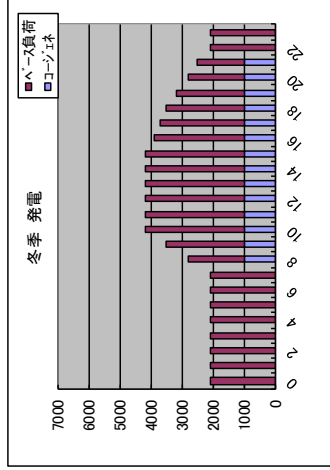
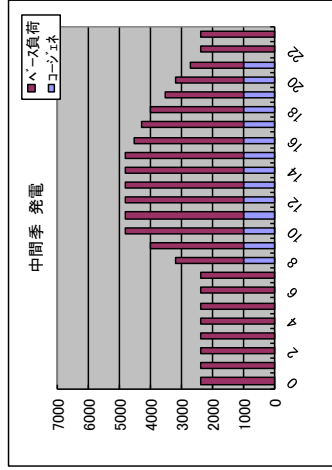
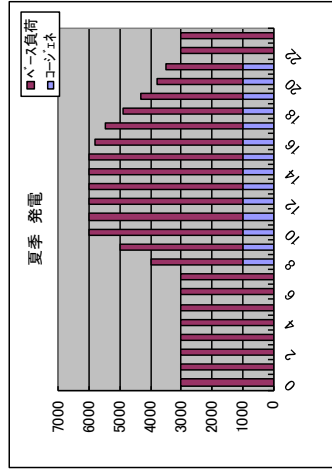
従来方式(補助事業方式において、コージェネレーションが停止した際の運用)



- (7) コージェネレーションが停止した際の、購入電力増加分
- (8) コージェネレーションが停止した際の、ボイラA燃料増加分
- (9) コージェネレーションが停止した際の、ボイラB燃料増加分

計算に使用した電力の想定負荷データと特定設備の想定稼働データ

時	夏季電力負荷(7~9月)				中間季電力負荷(4~6月, 10~11月)				冬季電力負荷(12~3月)			
	現状 電力量 kW	導入後 電力量 kW	買電量 kW	発電量 kW	現状 電力量 kW	導入後 電力量 kW	買電量 kW	発電量 kW	現状 電力量 kW	導入後 電力量 kW	買電量 kW	発電量 kW
0	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
1	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
2	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
3	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
4	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
5	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
6	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
7	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
8	4000	980	3020	3200	3200	980	2220	2800	2800	980	1820	
9	5000	980	4020	4000	4000	980	3020	3500	3500	980	2520	
10	6000	980	5020	4800	4800	980	3820	4200	4200	980	3220	
11	6000	980	5020	4800	4800	980	3820	4200	4200	980	3220	
12	6000	980	5020	4800	4800	980	3820	4200	4200	980	3220	
13	6000	980	5020	4800	4800	980	3820	4200	4200	980	3220	
14	6000	980	5020	4800	4800	980	3820	4200	4200	980	3220	
15	6000	980	5020	4800	4800	980	3820	4200	4200	980	3220	
16	5800	980	4820	4500	4500	980	3520	3900	3900	980	2920	
17	5500	980	4520	4300	4300	980	3320	3700	3700	980	2720	
18	4900	980	3920	4000	4000	980	3020	3500	3500	980	2520	
19	4300	980	3320	3500	3500	980	2520	3200	3200	980	2220	
20	3800	980	2820	3200	3200	980	2220	2800	2800	980	1820	
21	3500	980	2520	2700	2700	980	1720	2500	2500	980	1520	
22	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
23	3000	0	3000	2400	2400	0	2400	2100	2100	0	2100	
合計	102800	13720	89080	82200	82200	13720	68480	72100	13720	0	58380	



同様に熱負荷のデータも添付すること。

計算根拠 (少数点以下は四捨五入)

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

・導入するコージェネレーションの仕様

発電出力：1,000kW 補機動力：20kW 蒸気発生量：449kW ガス消費量：2625kW

燃料種：都市ガス 13A

① $(1,000 - 20) \text{kW} \times 4,200 \text{h/年}^{*1} \div 1,000 \text{kWh/MWh} = 4,116 \text{MWh/年}$

※1 運転時間は表1参照

③ $(1,000 - 20) \text{kW} \times 2,450 \text{h/年}^{*1} \div 1,000 \text{kWh/MWh} = 2,401 \text{MWh/年}$

※1 運転時間は表1参照

⑥ $449 \text{kW} \times 4,200 \text{h/年} \times 3.6 \text{MJ/kWh} \div 1,000 \text{MJ/GJ} = 6,789 \text{GJ/年}$

⑪ コージェネが停止した場合は、系統から電力を購入。ゆえに、①と同値。

⑬ コージェネが停止した場合は、系統から電力を購入。ゆえに、③と同値。

⑯ コージェネの燃料消費量は、

$2625 \text{kW} \times 4,200 \text{h/年} \times 3.6 \text{MJ/kWh} \div 1,000 \text{MJ/GJ} = 39,690 \text{GJ/年}$

コージェネが停止した場合は、各棟のボイラで蒸気を発生させる。

ボイラ A に余力があるので、効率の良いボイラ A から B 棟に蒸気を供給する。

B 棟の蒸気負荷の 2 割 ($5,564 \text{GJ/年} \times 20\% = 1,113 \text{GJ/年}$) を補う計画である。

A 棟ボイラの燃料消費量は、 $(1,224 \text{GJ/年} + 1,113 \text{GJ/年}) \div 90\%^{*2} = 2,597 \text{GJ/年}$

B 棟ボイラの燃料消費量は、 $(5,564 \text{GJ/年} - 1,113 \text{GJ/年}) \div 85\%^{*2} = 5,236 \text{GJ/年}$

合計は、7,833GJ/年

※2 別添のボイラ日誌を参照 (例：フロー図●●中のメーター1で燃料使用量を、メーター2で給水量を計測)

⑰ 従来方式の一次エネルギー消費量は、

$(4,116 - 2,401) \text{MWh/年} \times 9.97 \text{GJ/MWh} + 2,401 \text{MWh/年} \times 9.97 \text{GJ/MWh} \times 1.3 + 7,833 \text{GJ} = 56,051 \text{GJ/年}$

表1 特定設備稼働時間

	稼働時間 (h/年)	
	昼間	夜間
夏季	1,050	0
冬季	1,400	0
その他	1,750	0
合計	4,200	0

表2 特定設備の発電量

	発電量 (MWh/年)	
	昼間	夜間
夏季	1,029	0
冬季	1,372	0
その他	1,715	0
合計	4,116	0

以上

環境性計算シート

特定設備名称(太陽熱利用設備)

面的利用システム範囲: 構外

項目		単位	従来方式	補助事業方式		
アウトプット	合計	MWh/年	0	0	①	
	発電量	屋間	MWh/年	0	0	②
		夏季・冬季の屋間	MWh/年	0	0	③
		夜間	MWh/年	0	0	④
	逆潮流電力	MWh/年	0	0	⑤	
	蒸気発生量	GJ/年	0	0	⑥	
	温水発生量	GJ/年	296	296	⑦	
	冷水発生量	GJ/年	0	0	⑧	
	冷熱発生量	GJ/年	0	0	⑨	
	水素発生量	GJ/年	0	0	⑩	
インプット	合計	MWh/年	0	0	⑪	
	電力消費量	屋間	MWh/年	0	0	⑫
		夏季・冬季の屋間	MWh/年	0	0	⑬
		夜間	MWh/年	0	0	⑭
	逆潮流電力	MWh/年	0	0	⑮	
	燃料消費量	GJ/年	220	0	⑯	
	一次エネルギー消費量合計	GJ/年	220	0	⑰	
	省エネルギー量	kL/年	基準	6	⑱	
	省エネルギー率	%	基準	100.0%	⑲	
	CO2排出量	t/年	11	0	⑳	
省CO2率	%	基準	100.0%	㉑		
費用対効果	kL/億円					
投資回収年数	年					

特定設備以外で、計算に関わる設備の仕様等

NO	設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 (kW)	出力 (kW)	効率
1	蒸気ボイラ	△△社D-456	1	都市ガス13A	温水	1,111	1,000	0.90
2	蒸気焚シエナリク	□□社X-ABC	1	蒸気	冷水	400	480	1.20
3	同上			温水	冷水	100	80	0.80
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

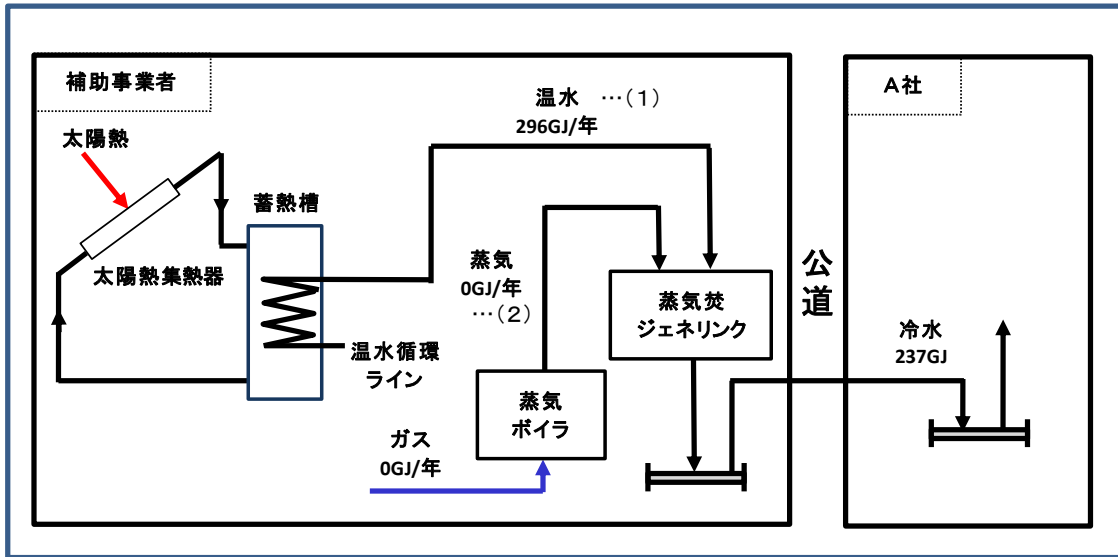
入力エネルギーの種類によって、
効率 (COP) が変わる場合は、
両方の値を記載すること。

- 注1: 特定設備の再生可能エネルギー利用量、省エネルギー量を記入するとともに、計算根拠も添付すること
- 注2: 算出根拠も必ず提出すること。
- 注3: 特定設備が複数台ある場合で一つの表で記載できない場合は、表を追加して作成すること。
- 注4: 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠となる資料を添付すること。
- 注5: 計算に使用した特定設備の想定稼働データとその根拠となる資料を添付すること。
- 注6: 計算に使用した電力や熱の負荷データが、どの計測器からの数値であるか明らかにすること。
フロー図等で示すこと。

システムフロー概略図

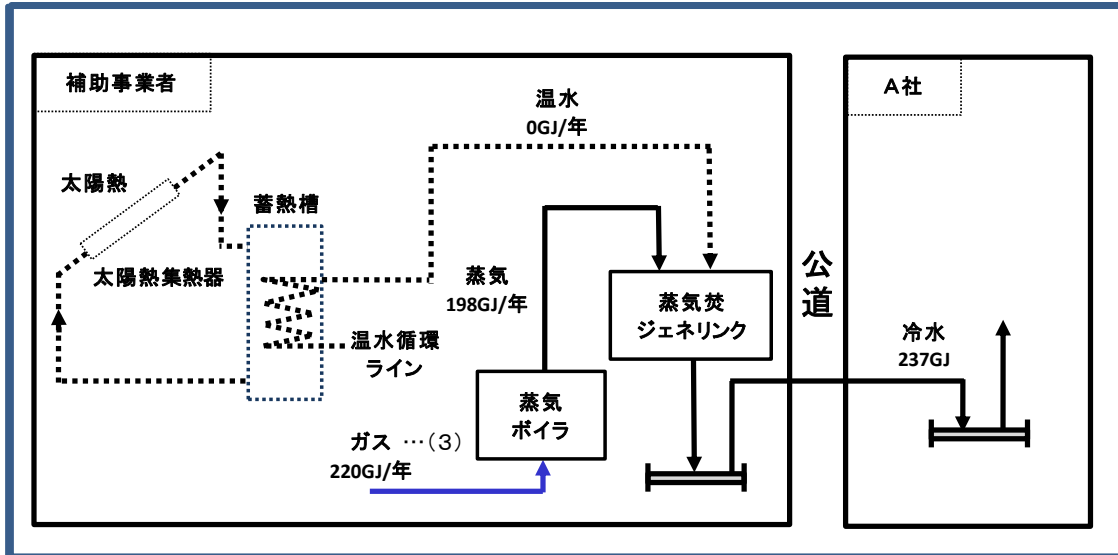
(構外新築の特定の需要家に、太陽熱利用設備で発生した温水を冷水に変換し供給。)

補助事業方式



- (1) 太陽熱集熱器からの太陽熱利用熱量
- (2) 蒸気ボイラからの蒸気は、考慮しない

従来方式(補助事業方式において、太陽熱利用設備が停止した際の運用)



- (3) 太陽熱利用設備が停止した際の、蒸気ボイラ燃料増加分

計算根拠 (少数点以下は四捨五入)

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

⑦ 導入する太陽熱利用システムの条件を下記のとおりとする。

【条件】

地域：東京 設置条件：傾斜角 30°、方位角 0° システム効率：30%

集熱面積：200m²

図 1 より、年間で 296GJ/年の太陽熱利用熱量となる。

負荷、日射量から適切に計算するとともに、根拠を示すこと。

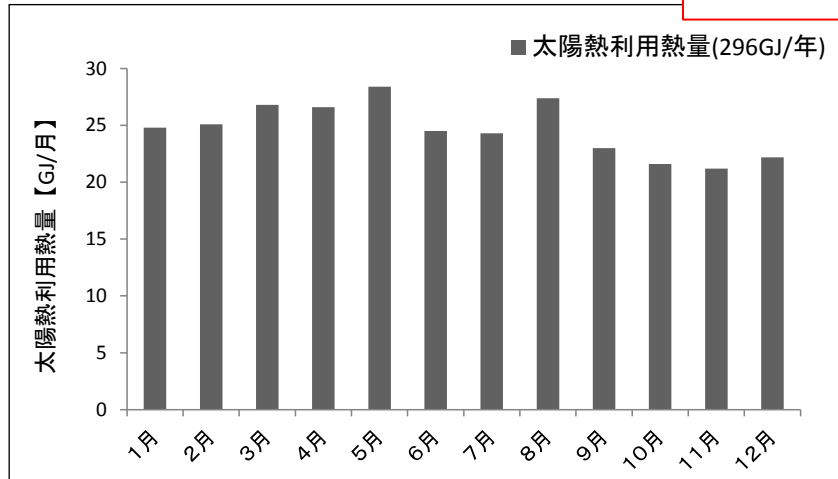


図 1 月ごとの太陽熱利用熱量

⑩ 太陽熱利用設備の一次エネルギーは、0GJ/年

太陽熱利用設備が停止した場合、蒸気ボイラを稼働させる。

蒸気焚ジェネリンクの温水の COP が 0.8 なので、年間得られる冷熱発生量は、 $296\text{GJ/年} \times 0.8 = 237\text{GJ/年}$

この分を補う蒸気量は、蒸気の COP が 1.2 なので、 $237\text{GJ/年} \div 1.2 = 198\text{GJ/年}$

ゆえに、一次エネルギー使用量は、 $198\text{GJ/年} \div 90\%^{\ast 1} = 220\text{GJ/年}$

※ 1 別添のボイラ日誌を参照 (例：フロー図●●中のメーター 1 で燃料使用量を、メーター 2 で給水量を計測)

環境性計算シート

特定設備名称(ハイオガスコージェネレーション)

面的利用システム範囲: 構外

項目		単位	従来方式	補助事業方式		
アウトプット	合計	MWh/年	0	72.0	①	
	発電量	屋間	MWh/年	0	72.0	②
		夏季・冬季の屋間	MWh/年	0	42.0	③
		夜間	MWh/年	0	0.0	④
		逆潮流電力	MWh/年	0	7.2	⑤
		蒸気発生量	GJ/年	0	0	⑥
	温水発生量	GJ/年	420.9	420.9	⑦	
	冷水発生量	GJ/年	0	0	⑧	
	冷熱発生量	GJ/年	0	0	⑨	
	水素発生量	GJ/年	0	0	⑩	
インプット	合計	MWh/年	64.8	0	⑪	
	電力消費量	屋間	MWh/年	64.8	0	⑫
		夏季・冬季の屋間	MWh/年	37.8	0	⑬
		夜間	MWh/年	0	0	⑭
		逆潮流電力	MWh/年	7.2	0	⑮
		燃料消費量	GJ/年	526.1	0	⑯
	一次エネルギー消費量合計	GJ/年	1355.5	0	⑰	
	省エネルギー量	kL/年	基準	35.0	⑱	
	省エネルギー率	%	基準	100.0%	⑲	
	CO2排出量	t/年	27	0	⑳	
省CO2率	%	基準	100.0%	㉑		
費用対効果	kL/億円					
投資回収年数	年					

逆潮している電力は、この欄に記入すること。

特定設備以外で、計算に関わる設備の仕様等

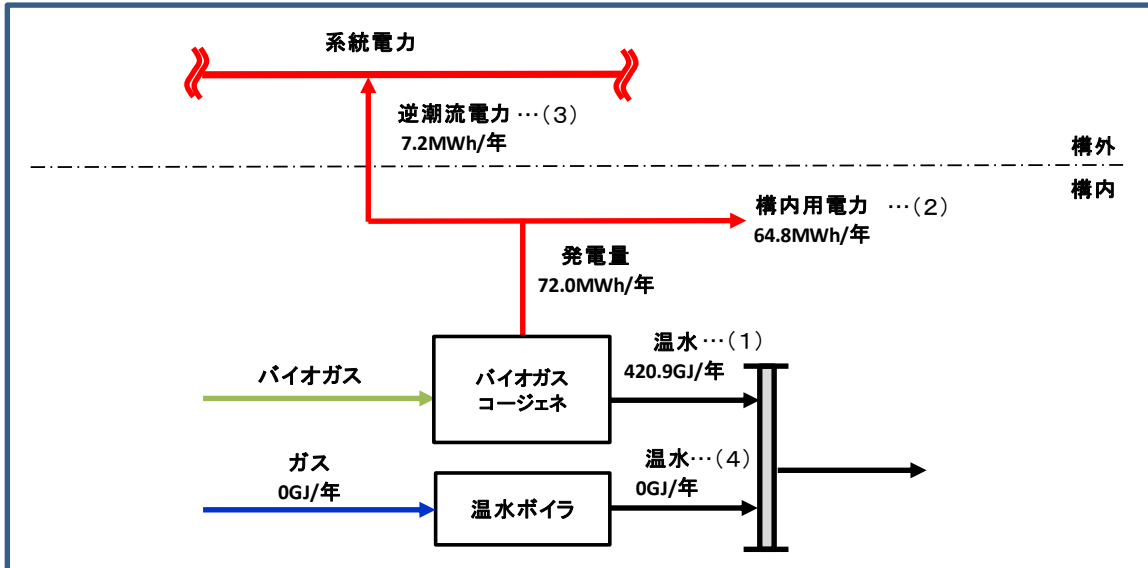
NO	設備名称	製造メーカー型式	台数	入力エネルギー	出力形態	消費量(kW)	出力(kW)	効率
1	温水ボイラ	〇〇社E-987	1	都市ガス13A	温水	625	500	0.80
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

- 注1: 特定設備の再生可能エネルギー利用量、省エネルギー量を記入するとともに、計算根拠も添付すること
- 注2: 算出根拠も必ず提出すること。
- 注3: 特定設備が複数台ある場合で一つの表で記載できない場合は、表を追加して作成すること。
- 注4: 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠となる資料を添付すること。
- 注5: 計算に使用した特定設備の想定稼働データとその根拠となる資料を添付すること。
- 注6: 計算に使用した電力や熱の負荷データが、どの計測器からの数値であるか明らかにすること。フロー図等で示すこと。

システムフロー概略図

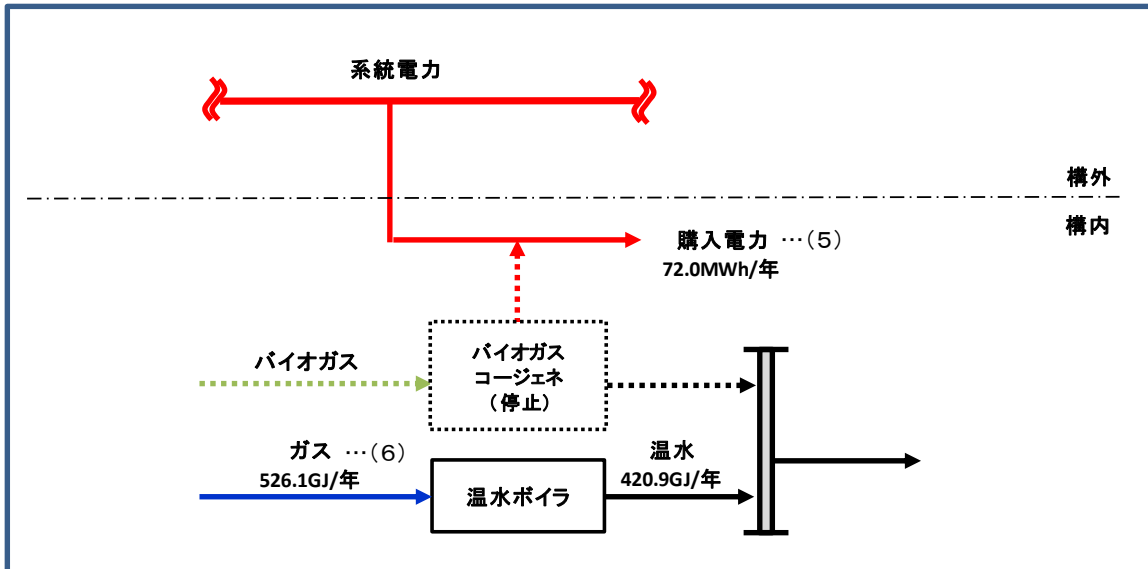
(バイオガスコージェネレーションからの電気と温水を構内で利用。発電電力の一部を系統に逆潮。)

補助事業方式



- (1) バイオガスコージェネレーションが構内に送る温水
- (2) バイオガスコージェネレーションが構内に送る電力
- (3) バイオガスコージェネレーションが系統に逆潮する電力
- (4) 温水ボイラからの温水は、考慮しない

従来方式(補助事業方式において、バイオガスコージェネレーションが停止した際の運用)



- (5) バイオガスコージェネレーションが停止した際の、購入電力増加分
- (6) バイオガスコージェネレーションが停止した際の、温水ボイラ燃料増加分

計算根拠 (少数点第二位を四捨五入)

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

・バイオガスコージェネレーション×4台

定格出力：25.0kW 温水回収量：40.6kW 燃料種：バイオガス 100%

- ① $25.0\text{kW}/\text{台} \times 4 \text{台} \times 720\text{h}/\text{年}^{*1} \div 1,000\text{kWh}/\text{MWh} = 72.0\text{MWh}/\text{年}$ ※表1を参照
- ② 夜間は発電しないので、①と同値。
- ③ $25.0\text{kW}/\text{台} \times 4 \text{台} \times 420\text{h}/\text{年}^{*1} \div 1,000\text{kWh}/\text{MWh} = 42.0\text{MWh}/\text{年}$ ※表1を参照
- ⑦ $40.6\text{kW} \text{台} \times 4 \text{台} \times 720\text{h}/\text{年}^{*1} \times 3.6\text{MJ}/\text{kWh} \div 1,000\text{MJ}/\text{GJ} = 420.9\text{GJ}/\text{年}$ ※表1を参照
- ⑪ コージェネが停止した場合は、系統から電力を購入。値は①と同値。
- ⑫ $72.0\text{MWh}/\text{年}$ (コージェネ昼間発電量) $- 7.2\text{MWh}/\text{年}$ (コージェネ昼間売電量^{*2})
 $= 64.8\text{MWh}/\text{年}$ ※2 表2参照
- ⑬ $42.0\text{MWh}/\text{年}$ (コージェネ夏季・冬季昼間発電量) $- 1.8\text{MWh}/\text{年}$ (コージェネ夏季昼間売電量^{*2}) $- 2.4\text{MWh}/\text{年}$ (コージェネ冬季昼間売電量^{*2}) $= 37.8\text{MWh}/\text{年}$
 ※2 表2参照
- ⑮ コージェネが停止した場合は、売電分を系統から購入。値は⑤と同値。
- ⑯ コージェネの燃料消費量は、100%バイオガスなので、 $0\text{GJ}/\text{年}$
 コージェネが停止した場合は、ボイラで温水を発生させるので、
 $420.9\text{GJ}/\text{年} \div 80\%^{*3} = 526.1\text{GJ}/\text{年}$ ※3 ボイラ日誌を参照 (例：フロー図●●中のメーター1で燃料使用量を、メーター2で給水量を計測)
- ⑰ 従来方式の一次エネルギー消費量は、
 $(64.8 - 37.8)\text{MWh}/\text{年} \times 9.97\text{GJ}/\text{MWh} + 37.8\text{MWh}/\text{年} \times 9.97\text{GJ}/\text{MWh} \times 1.3 + 7 \times 9.76$
 $\text{GJ}/\text{MWh} + 526.1\text{GJ} = 1353.5\text{GJ}/\text{年}$

表1 特定設備稼働時間

	稼働時間 (h/年)	
	昼間	夜間
夏季	180	0
冬季	240	0
その他	300	0
合計	720	0

表2 特定設備の発電量及び売電量

	発電量 (MWh/年)		売電量 (MWh/年)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
夏季	18.0	0	1.8	0
冬季	24.0	0	2.4	0
その他	30.0	0	3.0	0
合計	72.0	0	7.2	0

以上

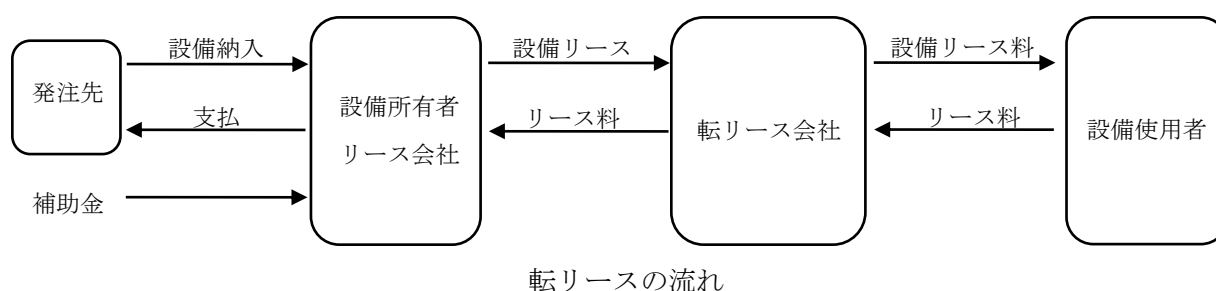
(別紙⑥)

各種契約の取扱い

1. 転リース

(1) 転リースとは

転リースとは、リース物件の所有者から当該物件のリースを受け、さらに同一物件を概ね同一の条件で第三者にリースする取引を指します。



(2) 転リースを利用した事業の扱い

① 転リース会社が補助事業に必要な一定の役割^{*1}を担う必要があります。単にリース会社から設備使用者の間に入ってリースするだけのものは認められません。

※1 操業管理・メンテナンス・電気や熱の販売等

② リース会社・転リース会社・設備使用者の3者共同申請とする必要があります。

③ 各リースの契約において、設備を財産処分期間使用できる契約とする必要があります。

④ 実施計画書（様式第2）「3. 実施体制」に3者の関係と役割分担を記載して下さい。

⑤ 交付申請書および実績報告書に以下の書類^{*2}を添付して下さい。

- ・リース会社と転リース会社、転リース会社と設備使用者、各リース契約書の写し
- ・各リース契約金額に関する料金計算書（補助金相当額が減額されていることを証明できる書類）

※2 交付申請書に添付する資料は案で可

⑥ 事業の完了は、設備所有者（リース会社）が発注者へ経費の支払いを行った日とします。

2. リースバック

(1) リースバックとは

使用者が事業用資産を売却し、それをそのまま使用しながら買い主（設備所有者＝リース会社）に使用料を支払う方式を指します。

(2) リースバックの流れ

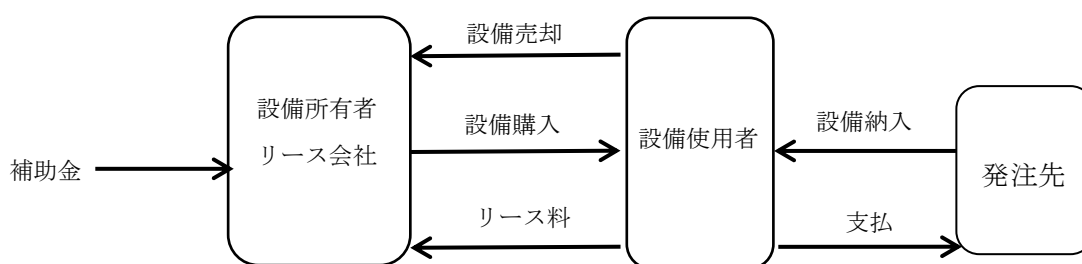
① 設備使用者が発注先から設備等を購入し支払います。

- ②設備使用者は、リース会社に設備を売却します。
- ③リース会社は設備使用者に対し、購入した設備をリースします。

(3) リースバックを利用した事業の扱い

- ①リースバックを利用する場合は、事前に機構に内容を説明し、事業形態について了解を得る必要があります。
- ②補助金は、共同申請者のうちリース会社（設備の所有者）に支払われます。
- ③設備使用者がリース会社に支払う代金に補助金分が除外されており、かつ申請者間の転売で発生する手数料等は補助対象経費から除外されている必要があります。
- ④実施計画書（様式第2）「3. 実施体制」に3者の関係と役割分担を記載して下さい。
- ⑤事業の完了は、事業者間の売買（所有権の移動）がなされた日とします。
- ⑥実績報告書には、以下の間で取り交わされた契約書（発注書、発注請書）、納品書、請求書、支払いを証明する書類の写しが追加で必要となります。

リース会社 ⇔ 設備使用者
 設備使用者 ⇔ 発注先



リースバックの流れ

3. コストオン契約

(1) コストオン契約とは

コストオン契約とは、発注者が予め専門工事会社（サブコン）を指定し工事金額を決定の上、専門工事を統括する元請会社（ゼネコン）とその統括管理費用を上乗せした工事請負契約を締結する契約方式を指します。専門工事会社、発注者、発注者が選定した元請会社とのコストオン契約を締結するとともに、同契約に基づき、元請会社と専門工事会社で下請工事契約を締結します。

(2) コストオン契約の流れ

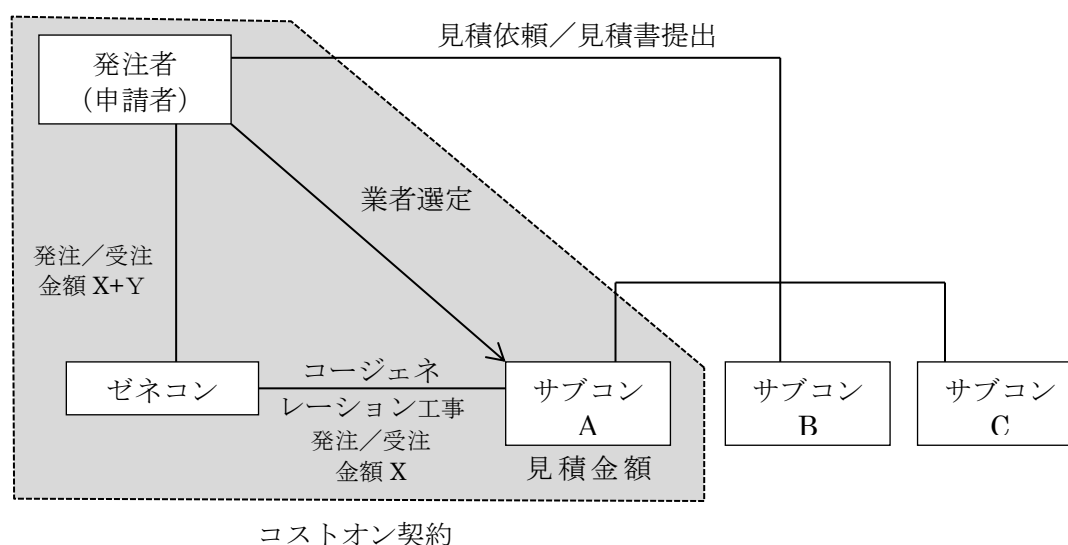
- ①申請者が全体工事を発注するゼネコンを決定します。
- ②申請者が、サブコンに見積依頼し、相見積もりを行います。
- ③申請者がサブコンを選定します（金額X）。
- ④申請者、ゼネコン、サブコンでコストオン契約を締結します。
- ⑤ゼネコン、申請者間で工事契約を締結します。
(コージェネレーションの工事金額はX+Y、Yはゼネコンの管理費)。
- ⑥ゼネコン・サブコン間でコージェネレーション工事契約を締結します（金額X）。
- ⑦サブコンはゼネコンに工事完了報告及び請求を行います（金額X）。
- ⑧ゼネコンはサブコンの工事を検収後、申請者に工事完了報告及び請求を行います
(工事金額X+Y)。
- ⑨申請者はゼネコンからの請求に基づき、工事金額X+Yを支払います。
- ⑩ゼネコンはサブコンに金額Xを支払います。
- ⑪補助事業の開始は、申請者とゼネコンとの契約締結日とし、事業の完了日は申請者がゼネコンへ経費の支払いが完了した日とします。
- ⑫実績報告書には、コストオン契約書および以下の間で取り交わされた契約書(発注書、発注請書)、納品書、請求書、支払いを証明する書類の写しが追加で必要となります。

設備所有者 ⇔ ゼネコン

ゼネコン ⇔ サブコン

(3) コストオン契約の承認

- ・事前に申請者から発注選定理由書の提出および機構の了解を得る必要があります。
- ・新築工事等でやむをえず本方式を取る必要がある場合を除いては、競争入札（又は三者以上の相見積）を実施して下さい。



(別紙⑦-1)

(様式第1)

受理番号 (機構で記入)

番 号
年 月 日

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 柏木 孝夫 殿

法人にあっては、法人登録印を、個人にあっては
実印を押印して下さい。

申請者 住所

氏名 法人にあっては代表者
及び代表者の氏名 印

平成 年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金(エネルギーシステム
モデル構築事業) 交付申請書

地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金(エネルギーシステムモデル構築
事業) 交付規程(以下「交付規程」という。) 第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交
付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下
「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30
年政令第255号)、地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金交付要綱及び
交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額(別紙の通り)
7. 同上の金額の算出基礎

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記
すること。

補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額

(別紙)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（平成28年度）

区分	費目	内容 (注1)	補助事業に 要する経費 (注2)	補助対象経費 (注3)	補助率 (注4)	補助金の額 (注5)
事業費	設計費		円	円		円
	設備費					
	工事費					
	諸経費					
合計						

(参考)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（平成29年度）

区分	費目	内容 (注1)	補助事業に 要する経費 (注2)	補助対象経費 (注3)	補助率 (注4)	補助金の額 (注5)
事業費	設計費		円	円		円
	設備費					
	工事費					
	諸経費					
合計						

(参考)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（平成30年度）

区分	費目	内容 (注1)	補助事業に 要する経費 (注2)	補助対象経費 (注3)	補助率 (注4)	補助金の額 (注5)
事業費	設計費		円	円		円
	設備費					
	工事費					
	諸経費					
合計						

- (注1) 交付規程本文別表1の「補助対象経費の区分および補助率について」の内容欄に記載の費目をもとに、費用を出来るだけ分かりやすく分解して示して下さい。また各内容の算定根拠も必要に応じ添付資料で示して下さい。
- (注2) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。
なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入して下さい。
- (注3) 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入して下さい。
- (注4) 補助率には、1/2（民間団体等）2/3（地方公共団体及び地方公共団体と共同実施する民間団体等）のいずれかを記載して下さい。
- (注5) 「補助金の額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます。

(別紙⑦-2)

(様式第2)

受理番号 (機構で記入)

法人にあつては、法人登録印を、個人にあつては実印を押印して下さい。

法

申請者 住 所

氏 名 法人にあつては、

及び代表者の氏名 印

実施計画書

1. 補助事業の実施計画

(1) 補助事業の目的

(イ) 目的

(ロ) 実施場所 (住所及び事業所名)

(2) 補助事業の概要

2. 補助事業の具体的な内容

(1) 事業の実施方法

* 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載すること。

* 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載すること。

(2) 事業実施工程表

<平成 年度>

実施項目	平成 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(注) 上記の表に実施項目を記載し、矢印等で全体の実施スケジュールを示して下さい。

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、適宜工程表をコピーして年度ごとに示して下さい。

(3) 事業実績、業務遂行能力

*類似事業の実績として、事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）を記載すること

*国等からの補助金の受け入れ、委託契約の受託等の実績

*経理責任者、事務管理責任者等の氏名、所属等を記載

3. 実施体制

(1) 事業実施体制

・事業者（従事者名簿）

所 属	役職	氏 名	役割分担

・外注先（もしくは委託先）および役割分担

(2) 実施体制図

4. 補助対象経費の算出根拠

* 事業費について記載

* 事業費は、予定されている契約等の単位で記載（見積書、定価表、カタログ等を添付）

* 消耗品費、旅費、補助人件費、賃借料等その他経費は詳細に記載

5. 補助事業者の概要

※各項目について直近決算年度末の数値を補助事業者の単体ベースで記入

社名			
代表者 役職・氏名			
連絡先	Tel: E-mail:	FaX:	
本社所在地			
設立年月日	年 月 日	決算月	
資本金	千円	従業員数	
事業内容			
主な出資者 (出資比率)	○○○ (株) (60%) (株) ▽□○ (30%) (株) □○○ (10%)		

(作成責任者役職・氏名： ○○事業部長 ○○ ○○ 印)

※印については私印で可。

以下に代表者を含めた役員全員を記載して下さい

シメイ	氏名	生年月日				性別	所属	役職名
		和暦	年	月	日			
(例) ケイザイ タロウ	経済 太郎	S	35	01	01	M	(株)経済産業	代表取締役社長

(注1) 記載しきれない時は、適宜追加して記載して下さい。

(注2) 氏名カナは、半角、姓と名の間も半角で1マス空けて下さい。

(注3) 氏名漢字は、全角、姓と名の間も全角で1マス空けて下さい。

(注4) 生年月日は、大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角で記載して下さい。

(注5) 性別は、半角とし、男性はM、女性はFとして下さい。

(注6) 外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載して下さい。

6. 添付書類

*上記の他、必要な書類があれば添付すること

(別紙⑧)

設置先及び使用先表

エネルギー供給設備の設置先

法人名 (建物所有者)		申請者 ()
法人名 (居住者)		申請者 ()
住所	(-)	
施設名称		
供給エネルギー	電力 蒸気 温水 冷水 その他 ()	
法人名 (建物所有者)		申請者 ()
法人名 (居住者)		申請者 ()
住所	(-)	
施設名称		
供給エネルギー	電力 蒸気 温水 冷水 その他 ()	

エネルギーの使用先

法人名 (建物所有者)		申請者 ()
法人名 (居住者)		申請者 ()
住所	(-)	
施設名称		
供給エネルギー	電力 蒸気 温水 冷水 その他 ()	
法人名 (建物所有者)		申請者 ()
法人名 (居住者)		申請者 ()
住所	(-)	
施設名称		
供給エネルギー	電力 蒸気 温水 冷水 その他 ()	

(別紙⑨)

補助金交付番号							

(左は、申請時は空欄とすること)

平成 年度 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金
 (エネルギーシステムモデル構築事業)
 特定設備の仕様確認表 (記入例)

(1) 特定設備(申請値)					仕様値		
設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 (kW)	出力 (kW)	効率
太陽光発電設備	〇〇社 A-111	1	太陽光	電気	0	130	—
ガスエンジン発電機	△△社 B-222	1	都市ガス13A	電気	900	370	0.41
雪氷熱利用冷水発生装置	□□社 D-444	1	雪氷熱	冷水	0	100	
蒸気吹吸収冷凍機	××社 E-555	1	排熱蒸気	冷水	1000	1200	1.2

【下表は、申請時は空欄とすること】

(2) 特定設備(実績値)				仕様値			
設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	燃料 消費量 (kW)	消費量 (kW)	廃熱 回収量 (kW)	発電 効率 (%)

- ※ 導入する特定設備が多数の場合は、記入枠を増やして全数記入すること。
- ※ 導入する特定設備が要件を満たしているか判断できる仕様書(カタログ等)を添付すること。

(別紙⑩)

補助金交付番号						

(左は、申請時は空欄とすること)

平成 年度 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金
 (エネルギーシステムモデル構築事業)
 発注計画書 (記入例)

No	年 月 日	発 注 計 画
1	平成○年○月○日	概算見積依頼 (○○(株))
2	平成○年○月○日	概算見積回答 (○○(株) : ○○, ○○○円)
3	平成○年○月○日	実施見積依頼 (○○(株)、 (株)△△、 □□(株))
4	平成○年○月○日	実施見積回答 (○○(株) : ○○, ○○○円)
5	平成○年○月○日	実施見積回答 ((株)△△ : ○○, ○○○円)
6	平成○年○月○日	実施見積回答 (□□(株) : ○○, ○○○円)
7	平成○年○月○日	契約締結 (○○(株) : ○○, ○○○円)
8	平成○年○月○日	中間報告
9	平成○年○月○日	納品
10	平成○年○月○日	検収
11	平成○年○月○日	請求
12	平成○年○月○日	支払い完了
13	平成○年○月○日	実績報告
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

(別紙①)

依頼日：平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇株式会社 御中

見積依頼書（記入例）

虎ノ門ホテル株式会社
施設部

霞ヶ関 一男

印

依頼書は、見積件名ごと、見積依頼先ごとに作成して下さい。

担当者印で可

見積件名	コージェネレーション設備新設工事
納入場所	虎ノ門ホテル株式会社
工期	平成28年7月1日～平成29年1月10日
見積書提出期限	平成28年5月27日
引き合い仕様書	有り 無し
添付図面	有り 無し
見積条件	
<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">●見積項目は、下記①～④の経費に分類すること。●一式で50万円以上の場合、見積項目の内訳を記載すること。(単体で50万円以上の機器除く。)●値引きを行う際は、どの見積項目に対して行うか明確にすること。 <p>※詳細は、引き合い仕様書、図面を参照して下さい。</p>	
① 設計費	コージェネレーション設備新設工事に伴う設計費用
② 設備費	ガスエンジン〇kW 発電効率〇%(詳細は別紙見積仕様書参照)
③ 工事費	機器の運搬、搬入、据え付け、各種配管、電気工事に必要な費用
④ 諸経費	交通費、安全対策費、一般管理費

引き合い仕様書、図面の添付状況等により、記載内容を変更・削除して下さい。

依頼書は、事業者所定の書式でも可とします。
ただし、依頼書への記載内容は、記入例と同等以上であること。

(別紙⑫)

見積番号： ○○○○○○○○
 平成○○年○○月○○日

見積書

宛先 _____
 件名 _____
 引渡場所 _____
 納期 _____
 見積有効期限 _____
 支払い条件 _____

見積有効期限は申請日が含まれるようにして下さい。

会社名 _____
 住所 _____

TEL: _____
 FAX: _____

--	--	--

見積金額

(上記金額に消費税は含みません。)

番号	品名	数量	単位	単価	金額
1	設計費				2,000,000
1-1	補助対象				1,500,000
	(1) ○○○○	10	枚 (A3)	100,000	1,000,000
	(2) △△△	5	枚 (A3)	100,000	500,000
1-2	補助対象外				
	(1) ●●●●				
	(2) ▲▲▲				
2	設備費				
2-1	補助対象				
	(1) ×××				
	(2) □□□				
				
2-1-2	補助対象外				
	(1) +++				
				
3	工事費				
3-1	補助対象				
	(1) ×××				
	(2) □□□				
				
3-2	補助対象外				
	(1) +++				
	(2) ▽▽▽				
				
4	諸経費				
4-1	補助対象				
	(1) ×××				
	(2) □□□				
				
4-2	補助対象外				
	(1) +++				
	(2) ▽▽▽				
				
	小計				
	消費税				

「出精値引き」や「調整費」等の記載のないようにして下さい。

(別紙⑬)

補助金申請番号

(左は、申請時は空欄とすること)

平成 年度 地産地消型再生可能エネルギー一面の利用等推進事業費補助金
(エネルギーシフトシステムモデル構築事業)
申請金額整理表

1. 全体計画

見積り名	補助事業に要する経費				補助対象経費				
	設計費	設備費	工事費	諸経費	設計費	設備費	工事費	諸経費	合計
合計									

(別紙⑭)

一般社団法人
低炭素投資促進機構 御中

平成〇〇年〇月〇日

発注先選定理由書（記入例）

申請者	〇〇〇株式会社△△△部 □□ □□ 印
見積件名	〇〇〇工事
発注予定先	□□社
提出理由	<ul style="list-style-type: none">・ 随意契約の予定・ 2社だけの相見積である・ 発注予定先が最も安価な見積業者ではない・ その他（ ）
選定理由	
<p>(注) 機構内の審査で合理的理由として認められない場合、補助金額の確定作業において、該当部分を補助の対象から除外する場合があります。</p> <p><u>合理的理由として原則認められない例</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 導入したい設備の代理店なので・ メーカーに直接見積を取るのが最も安価・ 構内業者だから・ 施工の信頼性が高いから・ 対応が早いから	

所属長印

(別紙⑮)

共同申請における見積依頼から領収書受取までの役割分担

書類等	発行者	受取者	書類等の発行、受取が設備所有者と発注先（候補）とで交わされない場合、その理由。 ※根拠となる契約書を添付すること。
見積依頼書			
見積書			
見積書			
注文書			
注文請書			
物件受領書			
納品書			
受領書 (検収書)			
請求書			
支払い行為			
領収書			

(別紙⑯)

補助事業に要する経費等の申請者別内訳について（記入例）

申請者が複数の場合、下記を参考に記入して下さい。
提出にあたっては別紙⑳「申請書ファイリング例」を参照し、
他の添付書類とともにファイリングの上、提出して下さい。

合 計

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	1,200,000 円	1,200,000 円	1/2	600,000 円
II. 設備費	7,000,000 円	6,000,000 円	1/2	3,000,000 円
III. 工事費	3,500,000 円	3,400,000 円	1/2	1,700,000 円
IV. 諸経費	500,000 円	500,000 円	1/2	250,000 円
合 計	12,200,000 円	11,100,000 円		5,550,000 円

〇〇〇〇株式会社

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	1,200,000 円	1,200,000 円	1/2	600,000 円
II. 設備費	7,000,000 円	6,000,000 円	1/2	3,000,000 円
III. 工事費	0 円	0 円	1/2	0 円
IV. 諸経費	0 円	0 円	1/2	0 円
合 計	8,200,000 円	7,200,000 円		3,600,000 円

※「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入して下さい。
但し、I. II. III. IV. の各区分毎に1円未満は切り捨てして下さい。

△△△△株式会社

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	0 円	0 円	1/2	0 円
II. 設備費	0 円	0 円	1/2	0 円
III. 工事費	3,500,000 円	3,400,000 円	1/2	1,700,000 円
IV. 諸経費	500,000 円	500,000 円	1/2	250,000 円
合 計	4,000,000 円	3,900,000 円		1,950,000 円

「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入して下さい。
合計の各区分の経費が上記※の原則に合うよう申請者間で1円単位の切捨て切上げは調整して下さい。

※ 金額に消費税等は含まないこと。

(別紙⑰)

申請者別の資金調達計画について（記入例）

申請者が複数の場合、下記を参考に記入して下さい。
提出にあたっては別紙⑳「申請書ファイリング例」を参照し、
他の添付書類とともにファイリングの上、提出して下さい。

合 計

調 達 先	補 助 金	自 己 資 金	借 入 金	合 計
調達金額	5,550,000 円	6,650,000 円	0 円	12,200,000 円

〇〇〇〇株式会社

調 達 先	補 助 金	自 己 資 金	借 入 金	合 計
調達金額	3,600,000 円	4,600,000 円	0 円	8,200,000 円

△△△△株式会社

調 達 先	補 助 金	自 己 資 金	借 入 金	合 計
調達金額	1,950,000 円	2,050,000 円	0 円	4,000,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

(別紙⑱)

補助金交付番号					

届出日(記入日)			
平成			
	年	月	日

平成 年度 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金
(エネルギーシステムモデル構築事業)
変更届出書

一般社団法人
低炭素投資促進機構 御中

上記補助事業に変更がありましたので、下記の通り、届出をします。

記

1. 補助事業者

(フリガナ)		印
法人名		
(フリガナ)		
代表者名		
役職		
住所	(-)	

2. 変更の内容

① 変更事項：
② 変更前と変更後の内容 変更前 変更後
③ 変更年月日 平成 年 月 日
④ 変更の理由

(別紙⑱)

別紙⑱事業概要書

補助金交付申請額 00,000,000円

【提出時の注意事項】

※本書式の【注意】等、「赤字」は、削除の上で、ご提出ください。

補助事業の名称

申請日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

【区分】（実施設計・実証事業・導入事業）

<input type="radio"/>	代表申請者	〇〇〇
<input checked="" type="radio"/>	共同申請者	〇〇〇
<input type="radio"/>	地方公共団体	〇〇〇

【本資料作成上の注意（共通）】

※本資料は評価委員が申請内容の評価を実施するための重要な資料となりますので、各注意事項を熟読のうえ作成を行って下さい。

- ① 文字の大きさは14pt以上とすること。
- ② 既定のフォントを使用すること。
- ③ 各項目の枚数については、各ページ右上部に指定された上限に収まる形で記載を行うこと。
- ④ 図表（写真、パース、位置図、区域図、配置図、エネルギーフロー、体制図、スキーム図、グラフ、線表等）などを用い、ビジュアルに表現すること。
- ⑤ 説明にあたっては可能な限り定量的な説明を行うこと。
- ⑥ 枠線については、適宜変更を行い、行の追加等を行うこと。

平成28年度 地産地消型再生可能エネルギー-面的利用等推進事業費補助金 事業概要書

1. 補助事業要旨

1枚

(1) 事業内容（環境性、経済性、先導性、新規性、災害等リスク対応）

【事業イメージ】

【要旨】

- ○○○
- △△△
- □□□
- ○○○
- △△△
- □□□

【記入上の注意】

- ※簡条書きとすること。
- ※6項目以内にまとめること。

【記入上の注意】

- ※図表（写真、パース、位置図、区域図、配置図、エネルギーフロー、体制図、グラフ等）を用い、具体的に表現すること。

(2) 事業実施確実性・事業者の適格性・資金計画

【要旨】

- ○○○
- △△△
- □□□
- ○○○
- △△△
- □□□

【記入上の注意】

- ※簡条書きとすること。
- ※6項目以内にまとめること。

(3) その他特筆すべき事項

【要旨】

- ○○○
- △△△
- □□□

【記入上の注意】

- ※簡条書きとすること。
- ※3項目以内にまとめること。

平成28年度 地産地消型再生可能エネルギー-面的利用等推進事業費補助金 事業概要書

2. 事業内容（環境性、経済性、先導性、新規性、災害等リスク対応）

4枚以内

【要旨】 ■ ○○○ ■ △△△ ■ □□□ ■ ◇◇◇	【記入上の注意】 ※箇条書きとすること。 ※4項目以内にまとめること。	【複数ページ例】 ※この通りである必要はありません。 ・環境性・経済性 1枚 ・先導性 1枚 ・新規性 1枚 ・災害等リスク対応 1枚
---	--	--

【詳細】 【記入上の注意】 ※本事業において掲げる定量的な省エネ効果(量、率)、省CO ₂ 効果等について定量的に記載すること。 ※費用対効果、投資回収年数について定量的に記載すること。 ※本事業で構築される地産地消型エネルギーシステムの詳細（電力システムに係る計画、熱供給に係る計画、再生可能エネルギー、デマンドレスポンス等を活用するエネルギーマネジメントシステムに係る計画）等について具体的かつ詳細に記載すること。 ※既存のエネルギーシステム等と比較したエネルギー事業のビジネスモデルとしての先導性、及び技術的先導性、新規性等について具体的かつ詳細に記載すること。その際、経済産業省及び他省庁等も含めて、過去に類似の事業がある場合にはその相違点を明確化し、その違い及び意義を具体的かつ詳細に記載すること。 ※本事業において検討している非常災害時のリスク対応策について、具体的かつ詳細に記載すること。 ※本事業における取組が、いかに他地域への普及可能性が優れているものであるかについて具体的かつ詳細に記載すること。
--

平成28年度 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金 事業概要書

3. 事業実施の確実性

1枚

【要旨】 ■ ○○○ ■ △△△ ■ □□□	【記入上の注意】 ※箇条書きとすること。 ※3項目以内にまとめること。
--	--

【詳細】 【記入上の注意】 ※本事業を実施するにあたり実施方法が合理的であること（実施体制、外部企業等との連携、地域との協力体制）について具体的かつ詳細に記載すること。 ※事業の実施スケジュール（都市計画、各種許認可取得、設計、施工に関する工期、エネルギー供給、サービスの開始時期等）について具体的かつ詳細に記載すること。
--

平成28年度 地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金 事業概要書

4. 事業者の適格性・資金計画

1枚

【要旨】

- ○○○ **【記入上の注意】**
- △△△ ※箇条書きとすること。
- □□□ ※3項目以内にまとめること。

【詳細】

【記入上の注意】

※本事業を実施するにあたり必要とされる専門性が整っていること、補助事業完了後も継続的に事業が実施できること等について具体的かつ詳細に記載すること。

※本事業を行う上で、各申請者（事業の実施主体、地方公共団体等）の役割分担が明確に分かるよう適切な実施体制が整っていることを具体的かつ詳細に記載すること。

※事業者の財務基盤、事業実績、当期決算見込み（地方公共団体等は除く）などについて具体的かつ詳細に記載すること。

平成28年度 地産地消型再生可能エネルギー-面的利用等推進事業費補助金 事業概要書

5. その他特筆すべき事項

1枚

【要旨】

- ○○○ **【記入上の注意】**
- △△△ ※箇条書きとすること。
- □□□ ※3項目以内にまとめること。

【詳細】

【記入上の注意】

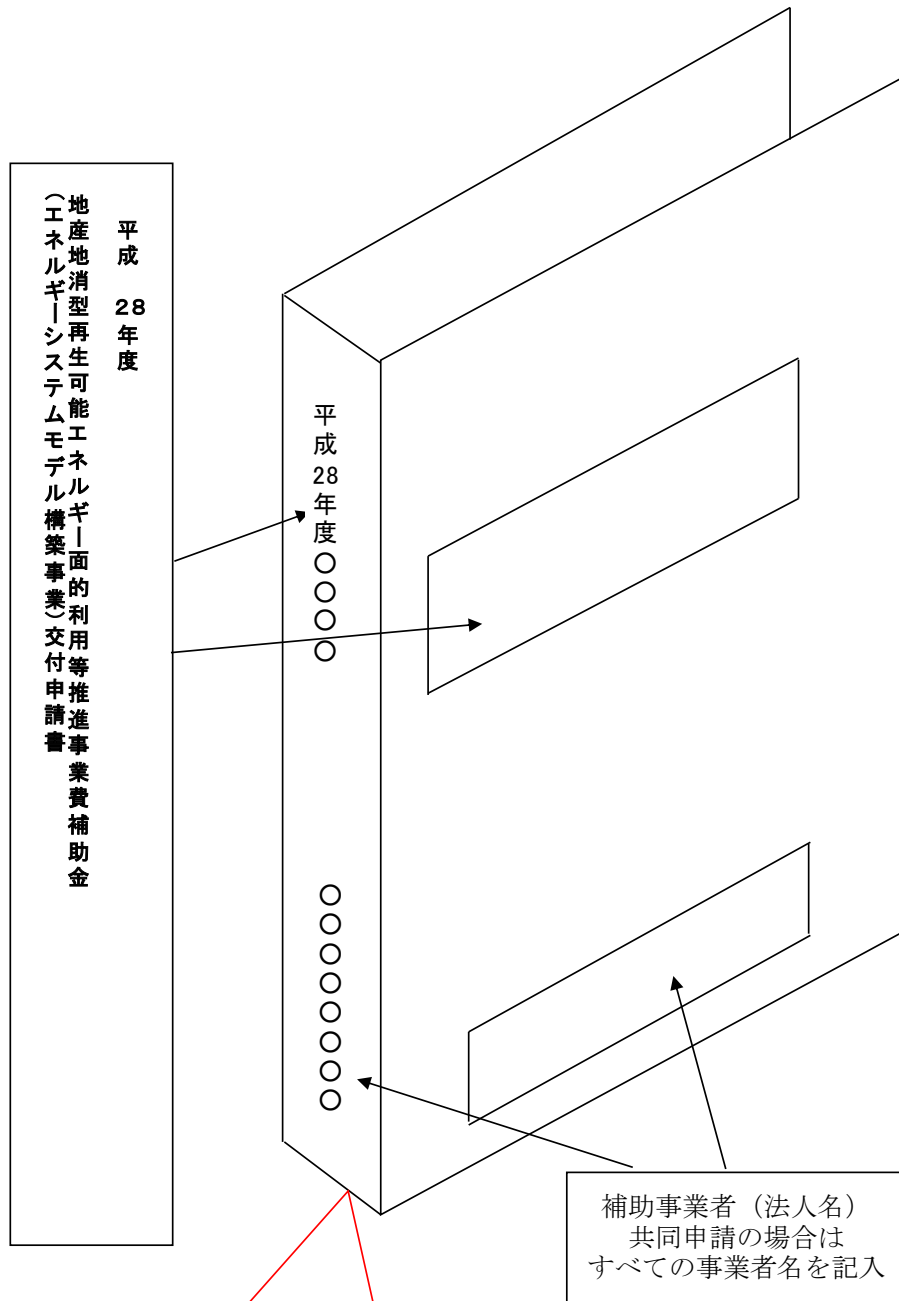
※地域における経済の発展、再生可能エネルギー-面的利用に特に優れている点、その他で本事業における特筆すべき事項を具体的かつ詳細に記載すること。

※地方公共団体の都市計画等の上位計画、関連する計画との連携がある場合にはその状況について具体的かつ詳細に記載すること。

平成28年度 地産地消型再生可能エネルギー-面的利用等推進事業費補助金 事業概要書

(別紙⑳)

交付申請書ファイリング例



- * A4、2穴のパイプ式ファイル(左右両開きのファイル)が好ましい
- * 追加資料添付を考慮して幅に余裕が有るファイルを選定すること
- * 原則、クリアポケット・クリアファイルは使用しないこと

交付申請書ファイリング例

交付申請書・添付リスト及び内訳

交付申請書(様式第1)	
実施計画書(様式第2)	
添付No.	項目事項
1	実施場所の地図、設置先及び使用先表
2	地産地消型エネルギーシステム全体のシステムフロー図、配置図、配管図 新たに導入する設備に関するシステムフロー図、配置図、配管図、基礎図
3	地産地消型エネルギーシステム全体を構成する主な設備の仕様概要 新たに導入する再生可能エネルギー設備、発電設備、熱源設備の仕様詳細 特定設備の仕様確認表
4	特定設備や補助対象設備に係る単線結線図、配線図
5	環境性計算シート 計算に使用した機器性能の根拠資料(仕様書・技術資料等) 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠資料 計算に使用した各設備の想定稼働データとその根拠資料 設置した計測器データからの省エネルギー量の算出方法
6	発注計画書、事業概要書、実施のための手続き状況、事業PR資料
7	見積依頼書の写し、見積書の写し
8	会社概要(会社、事業所のパンフレット)、会社の定款 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し(発行日が申請日から3ヵ月以内のもの)

※以下は該当する場合に添付

9	<共同申請の場合> 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について(P.71 別紙⑩参照)、 申請者別の資金調達計画について(P.72 別紙⑪参照) 共同申請における見積依頼書から領収書発行までの役割分担とその根拠資料(P.70 別紙⑨参照) <地方公共団体との共同実施の場合> 地方公共団体の計画に本補助事業が位置付けられていることの写し 地方公共団体の普及啓発事業を実施することを記した書類
10	リース、エネルギーサービス、賃貸借等に関する契約書(案可)の写し、料金計算書等 電力、熱の受給契約書(案可)の写し、料金計算書等
11	支払委託契約書(案可)の写し
12	発注先選定理由書
13	業務委託契約書(案可)の写し、説明書類、監督体制及び検査内容

* 添付書類の詳細については公募要領を参照

* 複数設備導入の場合、必要に応じて中仕切りを挿入して整理すること

